

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。
日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

9番（国実久夫君） トップバッターを引いていただきまして、感謝しております。議員野球でもトップバッターを打たせていただいております。何でも1番が好きな国実久夫でございますが、当選順位はそうはまいません。（笑声）次回はトップ当選を目指して頑張りたいと思っております。

時々失言もありまして、揚げ足をとられるときもありますが、私の「よさ」かなと。私は、父親が明治生まれで、父親は私を小さいときから見ておりまして、気の強い男だと。しかし、年長者に対して長幼の序をもって接し、弱い者はいじめな、そういう育て方をされました。そういうことは余談ですけども、そういう気持ちで職員とも接してまいりたいと思っております。長い前置きで申しわけありませんでした。（笑声）

本題に入りたいと思います。

楠港、イズミゆめタウン、先日も店に伺いまして、元議員さんとお会いすることができまして話したのですけれども、なかなか売上げが厳しいみたいですね。それはそれで頑張っている。エクセルは中津の半分ではいけないな。もうちょっと広がったらよかったなという話し合いもしました。私なりに店に伺ってまいりますと、パートの方と会話をしていきますと、かなり大分の方から来ているのですよね。雇用、地元雇用1,000人と言いましたけれども、なかなか現実には厳しいものがあります。また、パート従業員の方も三、四カ月は8時間労働を許されていましたが、半年たちますと2時間短縮を言われた、生活設計が狂うと嘆いておりました。現実にはなかなか厳しいものがあります。

そこで、私なりにゆめタウンオープン1年を経過しまして、当初の目標であった来店数、目標で800万人と書かれております。売上げ目標120億円は達成できているのでしょうか。御答弁をお願いします。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

ゆめタウンの昨年のオープンから本年11月末でちょうど1年となります。来店者数は700万人、売上高は、現在最終集計中ということでございますが、100億円強とお聞きをしています。ともに達成率は、約88%と伺ってございます。

9番（国実久夫君） 店長と話す機会がありまして、11月は目標の105%いったと喜んでおられました。それなりに努力を一生懸命しております。

次に、今言われました来店者数及び売上高が目標88%、100%にいかなかった原因はいろいろあると思いますが、当局としてはどのように分析しているのか、また消費者の市内・市外、分布の方はどうなっているのか、御答弁をください。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

市の方で分析というのは、なかなか難しい問題がございまして、イズミ側に分析を伺ってございます。来店者数の推移につきましては、商圈規模からいきますと、さほど問題はないということでした。売上げの目標に到達していない、この原因としては、オープン当初より別府の客単価が低いという、これが一つの課題であろうというふうに分析してございます。部門別には特に生鮮食料品の売上げが伸び悩んでいるということでございます。また、消費者の分布でございます。大部分が市内の方というふうにお伺いしておりますけれども、大分市からも想定以上に来客があるということでございます。今後とも大分市へのアプローチを強化したい、そのようにイズミ側はおっしゃってございます。

9番（国実久夫君） 特に生鮮食料品の売上げが伸び悩んでいるとのことですが、実

は私の家内もゆめタウンのモニター委員になっております。何カ月かに1度モニター委員が集合しまして、どうしたら別府一になれるか等々の会議をして意見交換等をして一生懸命検討しております。なかなか妙案というのは出ませんが、そういう努力が徐々に結んでいくものと思っております。

次に、誘致効果について検証したいのですが、中心市街地活性化におけるゆめタウンの位置づけとして、にぎわいの創出が目的であったが、市として1年が経過しどのように評価していますか。御答弁ください。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

奥様がモニターになっていただき、大変ありがたいことでございます。私は別にゆめタウンの社員でも何でもないので、この場をお借りしてお礼を申し上げます。（笑声）

まず、誘致目的でございます。御指摘のように中心市街地の活性化に貢献する施設、ゆめタウンの役割でございますけれども、新たににぎわいの創出、そのための集客施設としての位置づけでございます。この点を見ますと、年間に700万人もの集客がございます。ほとんどの方が車ということなのですが、徒歩での割合が10%強あるということがございますから、単純計算となりますけれども、年間70万人以上の人の流れが新たに生まれたこととなります。これは、先般、活性化協議会と市とで実施をいたしました中心市街地の歩行者通行量調査でも、14調査ポイントで1日7時間、トータルで2万545人の動きがございました。イズミ誘致前の調査結果と比較しますと、5.5%の伸びであります。課題・問題点も多々ございますけれども、集客という面では十分役割を果たしていただけているものと思っております。

9番（国実久夫君） 先週の日曜日、その前、土曜日に店長とお会いしまして、「あした、ゆめタウンのイベント広場2階で婦人防災クラブのイベントがあるから、ぜひ見に来てください」と案内を受け、女房ともども10時過ぎに伺いました。そこでも店長とは話す機会がありまして、10時に閉店して1時間、駐車場、空になるのを待ちまして、それからテントを張って、朝の6時から来てイベントができるようにやりました。天気がよくてよかったと、喜んでおりました。その席に議長もおられまして、副市長も市長代理でありさつしておられました。婦人防災クラブという設立総会みたいなことがありまして、ひめやま幼稚園の園児たちが遊戯をしたり、家族がいっぱいおられました。ああ、いいことをやっているな。たまたま私は店長から招待、話があって行ったのですけれども、議長はいつもこうやってイベントに出席できていいな。地域であるときは地域議員ぐらいは声をかけてほしいなと、消防署長の顔を見ながら心でそう思いました。

イズミが地域貢献のためにイベント広場をつくりたいという、貢献策はそれなりにやっているなと思ったのですけれども、質問として、株式会社イズミの地域貢献策として、立地協定で中心市街の活性化や地域振興、そして地域密着に向けた取り組み等を行うとのことで、地元雇用や施設の地域開放などいろいろな取り組みを進めていると聞いていますが、特に施設を利用した地域貢献策はどのようなものがあったのか、御報告をお願いいたします。

商工課長（永井正之君） お答えをさせていただきます。

主なものとしては、10月に開催されました国体のセーリング大会の会場として2階駐車場をイベント広場として市に提供していただいた経緯がございます。また、夏・冬の花火大会、宵酔女まつり等、市や地域のイベントに施設を貸し出しているところがございます。その他各種イベントに協賛をいただいております。このことから、主催者側から大変喜ばれているというふうにお聞きをいたしてございます。

9番（国実久夫君） 地域振興策としてソルパセオ銀座街にテーマパークを設けたいというイズミの基本計画、目的、計画案等に記載しております。私は、銀座街を歩くたびに会

長にお会いしまして進捗状況を尋ねてまいりました。なかなか裁判ざたになったり、事がうまくいなくて延び延びになって苦労しておりました。何とか11月末で店舗を解体する運びになりまして、先週、やっと解体が完了して30坪ほどの土地があくことになりまして、事が進んでいくな、「会長、よかったですね」と言いますと、会長は当初の情熱が冷めたのか、会長がお会いしてくれない。なかなか思うようにいかないが、何とか最初の条件どおりという話を持っていきつつ、株式会社イズミ側も3,000万近くの資金を用意してポケットパーク、トイレ等々作りまして、市に寄附をしたい、そういう状況までまいりました。その地域貢献策、市としてはどのように状況を考えておりますか。御答弁ください。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

御承知のとおりソルパセオ銀座通りの中で、商店街関係者が所有していた土地・建物につきまして、イズミ側が買い取り、ポケットパークを建設し市に寄附をするという計画がございます。もうすでに議員御承知のとおり土地・建物はイズミ側を買収をされてございます。ただ、ポケットパークの施設の内容につきまして、商店街側の意向とイズミ側とで今協議を進めております。ただ、これはあくまでも民・民の契約でございますので、なかなか行政としてどこまで立ち入れるかなというところで、今、私どもも大変苦慮いたしてございます。中心市街地活性化計画の中では商店街、通り会4カ所になりますけれども、ポケットパーク、トイレを建設しようという計画があります。その一つをイズミ側が担っていただけるということは大変ありがたいことなので、協議の場にも入れるものなら入りたい、そういうふうに思っております。

9番（国実久夫君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

株式会社イズミ誘致時に懸念されました一つとして、市内小売業への影響が懸念されておりました。私も顧客に小売業を抱えており、すごく懸念した問題であります。市としては、影響をどのように考えているのか、調べているのか、御答弁ください。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

本年の上半期の企業景況につきまして、商工会議所の御協力をいただき、調査は終わっております。調査対象としては、市内全域の2,287事業所、回答は489社、回答率は21.4%でございました。そのうち小売業が110社ございました。調査結果を見ますと、小売業の6割の事業所が、前年から見ますと減収となっております。その主な原因としては、仕入れ価格の高騰、また消費需要の停滞が上げられてございます。また、中心市街地に所在する事業所で見ますと、これは全業種となりますけれども、約7割の事業所で減収となっております。直面している経営上の問題点としては、やはり仕入れ価格の高騰、消費の停滞のほか、同業者間による競争の激化も上げられてございます。小規模の小売店で最近の社会情勢の変動、特にガソリンの高騰などが重なりまして、ゆめタウン進出の影響度について、個々の具体的な数値はまだ把握できてございません。市内の大型店に聞き取り調査をいたしてございます。ゆめタウンの影響度は、大型店でいくとマイナス5%から7%程度であろうというふうにお伺いをしてございます。

9番（国実久夫君） では、そのような状況の中で、ゆめタウンと中心市街地の小売店等の共存共栄の道はあるのかどうか、御答弁をお願いします。

商工課長（永井正之君） 先ほどの質問に追加して答弁をさせていただきますけれども、小売店の影響度につきましては、引き続き、また上半期も調査をさせていただきますので、何らかの数値が出てくるのかなというふうな思っております。現在の経済社会情勢は、大変厳しいものがございます。株式会社イズミの誘致効果を中心市街地に反映させ、また新たなにぎわいをつくっていかねばならない。そのためには、現在中心市街地活性化基本計画の事業として共同イベントの実施、空き店舗のリノベーションの取り組み、そし

て既存の店舗への間口改良事業補助制度等、すでに実施をしているところでございます。市としては、中心市街地に行ってみたいと思わせる仕組みづくり、仕掛けというのですか、そういうものをつくって人の流れを商店街にワンストップさせ、消費拡大へとつなげる取り組みを、これは官民一体となって知恵を出し合って探ってまいりたいと考えております。共存共栄、道は大変険しいものがあるかと思えますけれども、イズミ側にもさらなる貢献策、協力、そういうものを要請しながら、皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

9番（国実久夫君） 官民一体となって探っていく、いいことですね。期待しております。

それでは、次に、きょうのメインであります2期計画に入りたいと思います。

世界情勢、経済状況を考えてみますと、まさか、まさか、100年に1度の金融危機がまいるとは、まずだれも想像しなかったことではあります。しかし、冷静に考えてみますと、アメリカのサブプライム住宅ローン問題というのは、行き着くところこういう結果だな、低所得者に融資して住宅を買わせる、払えなければ住宅の値上がりで処分する。夢みたくないことで進んでいって、資本主義経済の根幹である自由経済行き着くところに行ったなという感じはします。「ばば」はだれが引いたのかわからない、世界に証券化してばらまきまして、それがわんさと来ればこういう結果になる。それは立派な経営者であればわかっていたかわからなかったか、わからないのですけれども、本当、大変な危機がまいりました。何でも後から講釈がつくかもしれませんが、あのときやっていたらおればなと思う気はしないでもありません。

18年2月に全員協議会内で株式会社イズミが実施計画、概要図集、こういう立派な冊子を全員に配っていただきました。その中のパーツを見ますと、歩道橋やらシネコンやら、2期計画でやるという計画書もあります。市長も公約として、そういうことをやり遂げたい。公約かどうか、ちょっと失礼しますけれども、願望、希望だったかもわかりませんが、我々一般市民は、市長の公約として2期計画まではやれる、やる、お願いをする、そういう状況ではなかったかなと思っております。株式会社イズミ誘致についての歩道橋や第2期計画のシネコン等について進捗はあるのかないのか、見られるのか見られないのか、どのような状況か、御答弁をお願いします。

商工課長（永井正之君） 御指摘のとおり第2期計画につきましては、なかなか進捗をいたしてございません。担当課として大変申しわけなく思っております。ただ、御指摘のとおり社会情勢は大変厳しい時期で、こういうものが重なっております。歩道橋、シネコン等の建設に向けては、株式会社イズミ側に対し早期に条件を整備し計画案を提示するよう強く求めています。今後とも、協議を進めさせていただきたいと思っております。

9番（国実久夫君） 私なりに、それぞれの担当部署、該当者等に接触して、それなりの活躍・活動は耳にしております。あの山の手側の商工会議所跡、開発ビル跡、古屋の建物等の立ち退き問題等、着々、徐々に進んでいるように思っております。でも、先ほど言いましたように、シネコンについては何としましてもつくっていただいて商店街南の活性化に寄与していただきたいと、切に切にお願いしたいものであります。

最後になりますが、一般市民、もしくは我々も含めてですけれども、なかなか株式会社イズミの重鎮、取締役、会長、社長等にお会いすることは不可能に近いのでございます。でも、市長は選挙までやりましてイズミ誘致を実現させました。その最後の最後まで責任は市長にあるかと思っております。市長におかれましては、社長、会長等に何度お会いしてこの2期計画の進捗をお願いしているのか、最後に市長に御答弁をお願いしたいと思っております。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員には、誘致の段階から大変な御支援をいただきまして、ありがとうございます。また、今もなおこうして御心配をおかけいたしております。

御質問のシネコン、歩道橋建設についてでございます。私も何回会ったのかということは覚えていませんが、本年度、つい最近もお会いしまして、幾度となくトップ会談は続けております。そういう意味でイズミ側からは建設の方向、建設の意向はしっかりといただいております。そういう中で、先ほどお話がありましたように、現在の経済情勢とかの状況から少し時間の猶予をいただきたいというのが、その都度の返事でございます。そういう意味で今日の経済情勢を勘案しますと、多少の時間の猶予はいたし方ないものと私も考えておりますが、私どもの思いには必ずこたえていただくと私は強く思っておりますし、建設に向けさらに強く要請をしまいたい、このように考えております。引き続き御支援のほどをよろしくお願いいたします。

9番（国実久夫君） 市長の答弁、ありがとうございます。今後とも推移を見守っていきたいと思います。これでゆめタウンイズミの1年を振り返りまして、質疑を終わらせていただきます。

次に、私は南部議員としまして、3月、6月、振興策を尋ねてまいりました。それなりに事が進みまして、プロポーザルで公募をしまして、決定までして旧南小、旧幼稚園跡地の活用が徐々に徐々に進んでおります。南部議員としてうれしく思っております。南部以外の議員にとりましては、それぞれの意見もあろうかと思えます。中には、ああいうところにああいうものをつくって、ああいうことをして等々、批判めいた意見もあります。それは事実であります、それは言えませんが、（笑声）田中総理、元々、元々ですけれども、日本列島改造論をぶち上げて、反対意見がありましたが、「私に言ってこい。もっと対案あるなら述べよ」等々、自信を持って推進しました。私は、この南部振興、放っておくわけにはいきません。何とかスピードをもってこの旧南小跡地、幼稚園跡地を活用していただきたいと思う次第であります。南部地区及び中心市街地の活性化を目的に計画しております旧南小学校跡地での図書館、児童館、子育て支援センター等の複合公共施設の建設につきましては、財政負担をできるだけ軽減するため、PFI方式で建設するという方向で去る9月議会第3回市議会定例会で補正予算が認められましたが、その後の進捗状況について答弁をお願いいたします。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

旧南小学校及び南幼稚園の跡地活用整備計画の進捗状況でございます。9月議会におきまして予算議決をいただいた後に、基本計画の策定業務及びPFIの導入可能性調査業務の受託者を決定するという方向の中で、これにつきましてはPFI法に基づき公募型プロポーザル方式を採用いたしまして受託者を決定したところでございます。その結果、この複合公共施設につきましては、実績のありますコンサルタント5社からの応募がございまして、この一連のスケジュールの中で最終提案者を決定いたしました。11月7日に業務委託契約を締結いたしましたところでございます。その後、11月26日に第3回目の庁内の検討委員会の跡地活用検討委員会を開催いたしまして、今日まで基本計画及びこの可能性調査の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、関係各課の要望・意見をもとに基本計画の策定及び可能性調査の原案づくりを行いまして、またあわせて地元住民への説明会等を実施する中で調整を図りながら、3月中旬を目標に業務の完了を目指す予定でございます。

9番（国実久夫君） ただいま一連の経過についての報告がありましたが、庁内検討委員会と今後のスケジュールについて、もうちょっと具体的な内容について答弁をお願いいたします。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

先ほども申し上げました11月26日に開催をいたしました第3回目の庁内の検討委員会におきましては、この基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査、業務の受託者、コンサルタントの担当者と技術アドバイザー業者が参加する中で、今後のスケジュールにつきまして全体が共通認識をすることの目的で開催をいたしたところでございます。この検討委員会の終了後におきましては、本事業で予定をしております図書館や児童館等の関係各課とのヒアリングを行いまして、各課の考え方、また必要資料の提出などの協議を行ってきたところでございます。

今後の具体的なスケジュールでございますが、まず基本計画の策定業務では、現在、学校敷地条件の整備、それから基本方針及びコンセプトの策定などの作業に取り組んでおるところでございますが、これにつきましては来年の1月中旬ぐらいまでに基本計画の取りまとめを行う予定でございます。また、PFI導入可能性調査業務につきましては、可能となります民間活力事業の検討及び整備、そして公共施設部分の管理区分の検討などに取り組ましまして、来年の1月中には従来の公共事業とPFI事業で実施した場合の概算事業費に係ります削減率などの比較検討を図る予定でございます。その後、地元住民の皆様への説明会等を開催する中で御意見をいただきながら、3月中旬を目標に基本計画策定及びPFI導入可能性調査業務を完了したいというふうに考えてございます。

9番（国実久夫君） 徐々に進んでいることが、こうやって目に浮かびます。ありがとうございます。あと、市長の任期が2年、何とかテープカットしていただきたいものだと思っております。執行部のさらなる御努力を期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

26番（泉 武弘君） 質問に先立ちまして、議長に資料の配付をお願いしたいと思えます。資料は、本日質疑をいたします職員厚生会の19年度決算書の写しを、議員の皆さん方と執行部にお配り願いたいと思えます。

議長（山本一成君） この資料については、事前に私の方に提出があって、見えていますので、許可いたします。事務局、配ってください。

26番（泉 武弘君） その間に、今回の通告の中で健康増進法の問題を通告いたしていますけれども、健康増進法の実行段階を見ますと、遅々として全く前に進んでいない、こういう状況です。これは担当部長、課長に先日来ていただきまして、実行のぐあいについてお聞きしましたけれども、評価するに値しない、こういう状況ですので、次の議会まで猶予を置いて次回に繰り越したい、このように思っています。

さて、今、議員の皆さんにお配りいたしています職員厚生会の事業から、きょうは質問に入りたいと思えます。

まず、共通項の認識を持たなければいけないと思うのですが、職員厚生会の事業というものは、どういう法律に基づいて何をどのようにしなければいけないのか、このことについて最初に確認しておきたいと思えます。

地方公務員法第42条では、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」、これが地公法42条の定めでございますけれども、その後段として要旨の中に、地方公共団体に職員の厚生に関する計画の樹立と実施を努力義務として課している。ここは絶対的義務ではなくて、地方公共団体の努力義務だということが、まず第1に定められています。そして保健としてはどういうものがあるか。保健としては、定期的な健康診断などの病気を予防する措置、元気回復としては、保養施設の利用に対する便宜といったレクリエーション事業などが上げられるが——ここからが実は一番大事なところ——民間との均衡、財政負担を考慮しつつ、こうした厚生制度について施策を計画的に実施する必要がある、このように逐条解説、行政事例等で述べられていますけれども、このように理解をしていいのかどうか、

まず答弁を願いたいと思います。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

そのような形になっております。

26番（泉 武弘君） そこで、職員厚生会事業を見ますと、特別会計と一般会計とに分かれています。一般会計、市からの負担金は1,812万7,789円と会員の掛け金362万円が収入源になって特別会計が実は運営をされています。1,800万円の中で1,200万円が特別会計事業に使われまして、残りの600万円が特別会計事業に繰り出しをされています。

そこでこの19年度決算、今、議員の皆さんにお配りしました事業の実施を見ますと、レクリエーション事業として、職員147名が旅行に行き、147万円を使っています。レジャー施設の利用状況としては、杉乃井パレスが169万7,900円、ラクテンチが17万1,400円、城島後楽園が62万5,600円、サンバリーアネックスでの食事が256万8,400円、ロープウェイが24万円、フランス料理ロワールというところで食事をした金額が、何と81万6,800円、映画館に行ったのが3万3,500円、うみたまごには71万5,100円、アフリカンサファリに66万1,800円、ハーモニーランドに34万7,200円、住吉浜リゾートパークに8万4,500円、梅園の里に10万9,000円、合計807万1,200円が使われています。このほかにリフレッシュ事業として湯都ピア浜脇で6万円、市営温泉プールで5万円、べっぴアリーナで11万円、合計22万円が支出されています。さらに、会員及び家族交流費としてボウリング大会を実施しています。これに何と77万円も、実は税金が使われています。そして、退職者の慰労会の会費として30万6,282円が支出されています。さらに、文化スポーツクラブ補助金として113万7,700円が使われています。これだけではありません。大会に出場しますと、さらに52万694円が支出されています。これは、先ほど申し上げました別府市負担額の1,800万のうちの1,200万円がこのように使われ、600万円が特別会計に繰り出しをされています。この特別会計は、給付事業というのが中心になっておりまして、結婚祝金として29名に合計295万円が支給されておりまして、1人当たり9万8,333円、結婚祝金として再婚の方に1人5万円、在会祝金として26名の方に52万円、1人当たり2万円支出されています。入学祝金が42名、合計42万円、1人当たり1万円。弔意金として89名に合計77万5,000円、1人当たり8,707円、初盆会に109名、合計22万円、1人当たり2,018円、退会慰労金として70名の方に、退会ということはこの会をやめる、恐らく退職者が対象だと思うのですが、1,112万円が支給され、1人当たり15万8,857円が支出をされていますが、この数字に間違いがないかどうか、御答弁ください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

数字は間違いございません。

26番（泉 武弘君） そこで、市長、単刀直入にお尋ねします。今、全国的に職員厚生会並びに互助会に対する負担金・補助金が大変大きな問題となっていますが、市長は、今の実数、また事業項目を見られて、これは市民から理解を得ているというふうに判断されるのかどうか、御答弁ください。

総務部長（中野義幸君） お答えいたします。

職員の福利厚生事業につきましては、議員さん御指摘のように仕事へのモチベーションを高める、また職員の心身の健康を保つため、雇用主として必要な施策の一つと考えております。御指摘のありました1万円のレクリエーション券、これにつきましては、確かにアフリカンサファリ、その他で利用できる金券ということになっております。職員同士が、また各部がこの施設を利用する際にこの金券でいろんなことを、食事をする場合もありま

す。これまで国のこの福利厚生に対する一つのガイドラインというものが示されておりません。それで、各自治体の裁量に任されていたという経緯がございます。現在までにつきましては、このような状況で来たということでございます。

26番(泉 武弘君) そんなに、私の質問が理解できませんか。市長、このような事業で市民の理解が得られているというふうにお考えなのですかという質問なのです。答弁ください。

総務部長(中野義幸君) 市民の理解が得られるかという御質問でございますけれども、これまではこのような事業で適当でないかというふうを考えております。

26番(泉 武弘君) 「中野市長」ではなくて、「浜田市長」にお尋ねしていますので、浜田市長が御答弁ください。

市長(浜田 博君) お答えいたします。

私も今定かに具体的にこういった数字を見て、ちょっと自分なりにいろいろと考えさせられております。ただ、市民の理解は、私はこれまでも、厚生活動として十分に理解を得られているとは思っておりませんが、十分に理解を得られるような方向で検討せざるを得ない部分もあるかな、このように考えております。

26番(泉 武弘君) 市長ね、あなたは3月26日に退職者の慰労会に行かれていますね。これに30万6,282円が使われている。その実施時期は、市の職員が退職する3月31日前の3月26日で30万円が使われている。これが職員の保健とか厚生とかと何の関係があるのですか。二、三日したらやめていく人に30万使って、職員の厚生事業として正しいというふうにお考えですか。御答弁ください。

総務部長(中野義幸君) お答えいたします。

職員の退職の慰労会につきましては、これまで長年にわたって尽くしてくれた職員に対して慰労会ということで、これまではこれも一つの福利厚生の一環だというふうな認識を持っております。

26番(泉 武弘君) いいですか、26日の夜に食事をしたのですか。27、28、29、30、5日後に退職です。何の保健と関係があるのですか。何の福利と関係があるのですか。そういうことから、理解が得られているかと私は聞いたわけです。

それともう一つは、今回、僕もかなり腰をはめて調査をさせていただきましたけれども、退会慰労金1,112万円、この一般会計の中に市民の税金600万が入っているわけでしょう、600万が入っている。一般会計は6,400万ですから、約1割が市税の充当なのです。なぜ市民の皆さんの税金から退会慰労金1人当たり15万円も支払わなければいけないのですか。さらに、税金でなぜ職員が退職するときに退会慰労会をしなければいけないのですか。これが本当に、あなたたちは正しいと思っているのですか。御答弁ください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

この給付の財源でございますけれども、これはすべて会員の掛け金で給付事業は運営されていると認識しております。

26番(泉 武弘君) では教えてください。1,800万の中で1,200万円が特別会計、残りの600万は一般会計のどこに充当しているのですか。詳細に教えてください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

その残りのものにつきましては、特別会計のいわゆる需用費とか役務費、それらのものに充当していると認識しております。

26番(泉 武弘君) それでは600万円の財源について、一般会計繰り入れのときに需用費だとか人件費というふうに限定しているわけですか。限定して一般会計繰り入れ

をしているのですか。本当に、そういう理解でいいのですか。

(答弁する者なし)

26番(泉 武弘君) 限定してないのですね、限定してない。600万を繰り入れて、あとは一般会計の中で配分をしている。その税の充当の中に、退会慰労金というものもあるのですね。例えば会員、皆さん方は会員ですね、会員の皆さんがお金を掛けて何に使おうと、それは私が言及すべき問題でもないし、皆さんが会員個々に再婚したから15万円あげようとか、初盆会だから1人2万円あげよう、それは皆さん方の自由なのです。そこに税金1,800万円が充当されているから、私はこういう審議をしているのです。

市長、こういうことになりませんか、市長、こっち向いてください、副市長も。いいですか、サンバリーアネックス256万8,400円、これは食事だと思うのですね。ここで職員が食事します。これは税金から食事をするのですね、税金で食事をする。その横に市民がいます。税金を払った人は、自分の金で食事をする。そうなりませんか。杉乃井でボウリングをやっていますね、70万。投げる球の代金は税金なのです。隣のレーンで投げている人は自分のお金なのです。こんな矛盾点が、市長、あるのですよ。今の別府市の経済状況から見たときに、果たして職員に対してそれだけの優遇をしなければいけないのかどうか、ここが基本なのです。

16年度の、これは統計が16年しか出ていませんから、あえて16年を使わせてもらいますが、県下1人当たりの市町村民所得を見ますと、別府市は平成8年に237万4,000円で、最終統計の16年では218万6,000円、18万8,000円減っています。大分市は16年度に308万3,000円、別府市は大分市と比べて約90万少ない。これから見ていったときに、市民の皆さんの実態所得というのが、今言いましたように平均でいきますと218万6,000円しかない。その中で、そういう年金生活者とかそういう中小企業に働く方が納めた税金で皆さんが、あなたも私も税金で食事でもいいのですかと聞いている。あなたも私も、税金で旅行でいいのですか。

これは、市長がいつも言われる「市民の目線」ということから考えたら、「なぜか」。きょうは、私を含んで自分が要求しなくても市民の税金からボーナスをもらったのでしょ。今、市内の中小零細企業の中で、ボーナスがないところがすごい数なのです。今回、今から議論をさせていただきますけれども、給食調理が平均年収730万ぐらいなのですね。それで年間193日ぐらいしか働かない。こういう人に比べて実態所得が、今申し上げたように極めて低い218万6,000円の市民が、なぜあなたたちの飲み会とか旅行とかフランス料理とか、こういうものを負担しなければいけないのですか。僕は全体をお聞きしたいわけではありませんが、1,000名を超える市の職員がいながら、「それはおかしいよ、我々は市民の税金で食事したり旅行に行ったりボウリングするのはおかしいよ」と、だれか一人ぐらい、とめる人はいなかったのですか。ましてや来年3月で退職する方もこの議場にいますけれども、また同じように皆さんは退職慰労会をやるのですか、税金で。もう皆さん方は目を覚ましてほしい。市民の生活の実態と皆さん方の生活の実態とに、余りにも大きな乖離がある。これから考えたら、この職員厚生会に対する事業をもう抜本的に見直さなければいけない。見直すだけではなくして、この廃止もしなければいけない。

若干ですが、調査をさせていただきました。市長ね、18から19年度にこの福利厚生事業を見直しをしたのが、見直しをした団体が1,287、この中で市区町村で廃止したのが339です。県でいきますと、県では、今から名前を言いますよ、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、千葉、新潟、長野、京都、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、鹿児島、指定都市では大阪市、これだけもう廃止している。大分県ではどこが廃止したか、津久見市です。姫島はありません。

それでは、この繰越額、支出額を見ていきますと、圧倒的に少なくなっているのですよ、公費の支出額が。この四、五年間で、たしか56億円ぐらい公費支出が削減されている。もう待たなしのところに、実は来ているのです。もしこのままこの厚生会事業を同じような税の投入で運営していくということになりますと、それは皆さんがつくった集中改革プランとの整合性の問題が出てきます。集中改革プランで、市長あなたが本部長になってつくっている。「社会情勢の変化により職員厚生会事業については見直しをする」と、こうなっている。過去に売店の一部を貸して得た収入が1,000万ぐらいあります。電気代も支払っていません。市有財産貸付原則1条では、この使用料については負担しなければいけない、こうなっています。3条3項では、転貸禁止されています。この問題もいまだに解決されていません。どうですか。私は、この機会に職員厚生会事業と別府市との向かい合い、抜本的に見直しをすべきだというふうに考えますが、御答弁をください。

総務部長（中野義幸君） お答えいたします。

これまでもさまざまな議員さんの御指摘によりまして、職員厚生会事業につきまして多くの見直しを図ってきたところでございます。しかしながら、議員さん今御指摘になりましたように、昨今の全国的な危機的な経済状況、さらには別府市の財政状況、公務員を取り巻く社会情勢の変化などを考えますと、やはり市職員の福利厚生事業につきましても、このままでいいというふうには考えてはおりません。現在、職員の福利厚生事業のニーズを把握するために、全職員を対象に福利厚生事業に対するアンケートを実施いたしております。今後につきましては、このアンケートの内容を分析するとともに、職員厚生会の福利厚生事業見直し検討委員会が現在設置されておりますので、その検討委員会の中で今後の別府市の福利厚生事業のあり方につきまして、市民の理解が得られる福利厚生制度ということに抜本的に見直しを図ってまいりたいと考えております。

26番（泉 武弘君） きょうで、この職員厚生会問題を質疑をするのが4回目なのですね。また4月の新年度予算審議で「あなたも私も税金で旅行、あなたも私も税金でフランス料理、あなたも私も税金でボウリング」と言われぬように、抜本的な見直しを求めておきます。

さて、21年度の概算要求に対する企画部長それから市長、課長の説明の要旨をここに実は持っています。いずれも財政が非常に厳しい。特に政策推進課の課長は、具体的項目を挙げて別府市の来るべき財政危機というものを訴えています。私も、これを全部読ませていただきました。政策推進課の課長とほぼ一致した考え方を持っていますが、一番問題になります基金枯渇です。浜田市長が誕生してから、市長、積立金を28億取り崩している。28億取り崩してきて、財政運営を何とかしてきた。それでは追いつかずに19、20、21年度で36億円の退職金を借金して払う。36億借金しますと、元利金を入れると39億ぐらいになる。ここまで市は財政が詰まってしまった。もう非常に、これは一刻の猶予もできないなというほど厳しいのです。

そこで、一番今問題になっています基金を取り崩して何とか財政をやっている、これは県も他市町村も同じですけどもね。政策推進課の課長ね、基金枯渇年次というのは大体何年に見ればいいのでしょうか。そこらを御答弁ください。

政策推進課長（梅木 武君） ことしの中期財政計画、これは20年から24年における財政の見通しでございますけれども、主要4基金、財政調整基金、減債基金、公共事業費基金、退職手当基金の枯渇年度につきましては、平成25年度に枯渇するものと推計しております。

26番（泉 武弘君） この25年ということになりますと、団塊の世代が退職する退職手当です。退職手当が一段落しよう。ところが、一番怖いのは広域圏事務組合の焼却場の債務負担行為260億があるのです。この260億の支払いを平準化した場合、約

9億ですね。一番高いときは11億5,000万ですけれども、年間。いわゆる別府市から広域圏事業に持ち出して支払いをしなければいけないのが11億5,000万ぐらい。そうなってくると25年基金枯渇というのが、私は必ずしもそうではないのではないかと。前に来ることも想定しておかなければいけないのではないかとというふうに考えますが、財政当局はどうでしょう。

政策推進課長（梅木 武君） 議員さんの御質問、要は基金の枯渇が25年と推計しているけれども、ひょっとして可能性としてはその前にも起こり得るのではないかと御質問でございますけれども、この中期財政計画の基金の枯渇年度の要はぶれがあるかないかということなのですけれども……（発言する者あり）すみません。25年度の枯渇見込みに前後のぶれがあるのかどうかということで理解しておりますけれども、当然ぶれる可能性はあるものと考えております。これはあくまで現時点の中期財政見通しの推計でございます。この中期財政見通しは現行制度を前提とした20年、ことしの11月時点の見通しでありますので、特に歳入面において不確定要素を含んでおります。市税については、日本経済の動向とか税制改正の影響も受けますし、地方交付税につきましても、国の税収が原資ですので、その動向次第では影響を受けるかと思えます。そしてまた、歳出面に伴います少子・高齢化に伴う扶助費等の伸びがどうなるのか。また、突発的な予期せぬ財政需要が発生した場合どうなるかという不確定要因を含んでおります。

今、議員さんおっしゃったように可能性としては前にも後ろにもぶれる可能性がございます。でも、私どもの財政当局としては、前にぶれることはもう絶対に許されないという認識をしておりますので、広域圏の負担金につきましても、このシミュレーションの中に入れてございます。だから、私どもの立場としては、少しでも後ろにぶれる、25年度以降にぶれるということを目標に、これからの財政運営に当たっていかなければいけないという認識をしております。

26番（泉 武弘君） そこで、この概算要求で配られた資料を見ますと、財源不足額が前年対比で見えていきますと、20年度の財源不足額が14億5,000万、21年度の財源不足が19億1,900万、差し引き4億6,900万が財源不足となる予測ですね。しかし、これは退職債が20、21というふうに退職手当債が発行できたとしたときに想定される要素なのです。そうなると、退職手当債が発行できないということになりますと、財源計画が大きく狂ってしまうということなのです。

そこで市長、これは今回、特別委員会をつくって行革審議をしようということなので、議会も。それだけ、もうせっぱ詰まった問題なのです。いいですか、25年が基金枯渇と今言われました。来年は21年度ですね、21、22、23、24、中4年です。前にぶれると中3年です。これは、もう大変な非常事態になっているな。基金が枯渇してしまうと、俗に言うにっちもさっちもいかないという状況になってきます。そういう状況の中に今別府市はあるというふうに、市長、あなたはお考えでしょうか。あなたのお考えを聞かせてください。

副市長（友永哲男君） お答えいたします。

主要4基金は、市税収入の減少や災害時の緊急支出、将来の公債費の償還等々で財源として蓄えたものでございます。この基金が枯渇をいたしますと、財政運営に対するリスクが増大してくる。今まで以上に厳しい財政運営が強られるということが予想されております。

そういうことで今後の財政運営に当たりましては、常に健全性の確保を図らなければならないということで、地方財政法また地方自治法の中で言われておりますので、その財政運営の基本を踏まえながら、今後は健全な財政運営に努めなければいけないというふうに今思っております。

26番(泉 武弘君) 今朝の新聞それから昨夜のテレビ等で、ソニーが国内外を問わず1万6,000名の正規職員の削減を図る、こう言っていました。もう今、いわゆる採用通知があったものを取り消し、さらには正規社員まで切り込んで企業運営を維持している、ということが、毎日報道されています。こういう中で別府市の税収の全体を見まして、いい要素というのは全くないのですよ。政策推進課の課長が答弁された、後ろに基金枯渇がぶれることは、これは大変いいことです。しかし、我々議会と行政とは、前にぶれたときにどうするかという議論をしっかりと、確実な手法を講じておかなければいけない。このことだけ申し上げておきたいと思います。

そこで、具体的にでは何をどうするのか。定員適正化計画で21年4月1日時点で職員を45名、17年度から21年度の中で45名を減らす、いわゆる減らすという計画になっていますが、45名の根拠を説明してください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

毎年60人も職員が退職する中では、職員に過重な負担がいき、市民サービスの低下が懸念されるため、段階的な導入を考える必要がありました。一方、第2次別府市行政改革大綱では、「平成21年4月1日現在で市民115人に対して職員1名を最低限度の目標とする」と定められており、また新地方行革指針では、5年間で4.6%以上の職員削減が求められております。

そこで、これらの点も総合的に満足させるため、計画期間内での採用を7割とし、毎年の退職者も考慮しながら採用者数を策定した結果、平成21年4月1日時点の職員数が1,053人となり、結果として45人減となったものです。

26番(泉 武弘君) 俗に言うジェネレーションギャップという、世代間のバランスが崩れてしまう。だから平均退職者補充70%に持っていった。そして、そういうことから見ていったときに45名だということだと思ふのですね。

それは違うのではないですか。「それは課長さん、ちょっと話が説得力を持ちませんよ」と泉武弘は言いたいわけです。

まず、別府市の本来の業務のボリュームですね、どのくらいの仕事量があるのか、何を行政はしなければいけないのか。この事務事業のボリュームをまず第1にはからなければ、その事務事業量が決まったら、その仕事をどういう形とするのか。正規職員とするのか、嘱託とするのか、外部委託か民営とするのか。こういうのが決まらないのですね。このことは、市長が就任された15年の議会で私が質問しています。このときの職員課長が、今、議会事務局の中尾局長が当時の職員課長です。職員課長はこういう答弁をされています。私が、「いつごろまでに事務事業量を算出するのですか」、こういう質問に対して中尾職員課長は、「行政改革方針が本年度中に出るということでございますので、本年度中に当然やっていかなければならないというふうに考えています。基本的に行政事務は専門多岐にわたっていますので、各課の所属長がその部分の責任者でもあり、将来を描く最もふさわしい人物と考えています」。私はそれに対して、そのとおりだ。思わず拍手を送りたいくらいそのとおりだと思います。市長は、これに対してはこう答弁しています。「事務事業の見直しはしっかりやらなくてはならない。これは当たり前のことです」、こう言っている。さらに定員適正化計画では、このように指針を述べています。「事務事業の見直しを行うに当たっては、まず行政が本来やらなければならない業務とそうでない業務に峻別し、本来やらなければならない業務であっても、直営で行わなければならない業務と民間委託が可能な業務も峻別することが必要であります」と、こう言っている。ここでも事務事業の見直しについて触れています。

事務事業の見直しで別府市の行政事務のボリュームというのは確定できたのでしょうか、どうでしょうか。事務事業の見直しはすでに終わったのでしょうか。御答弁ください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

部分的に見直したものはありますが、全体的にすべての見直しはできておりません。

26番（泉 武弘君） 市長ね、市長、これはもうどうしてもやらなければいけない課題なのです。これをやらないと、職員定数がなぜ7割を補充しなければいけないかという理論が出てこない。先ほど言いましたように、事務事業がふえている部分もあれば淘汰された部分もあります。しかし、全体のボリュームが決まったときにどういう方法でやるかということを決めないと、職員の定数が出てこないのです。この事務事業量の精査について今後どうするのか、年次を含めて答弁してください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

今後、財政の見直し等厳しいとお話もありました。定数につきましては、さらに精査をし、財政状況を勘案しながら、可能な限り見直しをしていかなければならないと考えております。

26番（泉 武弘君） 当時の職員課長が答弁したように、各課のマネジメントというのは各課長がやるわけですよ。各課がやるのが当たり前でしょう。そんなことを職員課長が言う必要もないのです。職員課長は、皆さん方の事務事業はどうされましたか、今後どういう姿を描いていますか、事を聞けば持ってこなければいけないのです、皆さんがそれが今できていない。これは市長、21年度の早い時期に事務事業の見直しだけしてください。議会もみずから血を流そうということで特別委員会までつくろうとしているわけですから、市長、どうでしょう、21年度の早い時期まで、各課に市長から指示をして事務事業の見直しをさせる意思はありませんか。御答弁ください。市長が、直接答弁してください。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

もうすでに私自身は、事務事業の見直しはやらなくてはいけないという思いで指示をいたしております。各課の責任において事務量の増大を含めてどういった人材が必要なのか、定数はどのくらいいるのか、そういったことも含めて、今十分に検討を始めておりますので、早い時期にそういった形のものででき上がるというふうに信じています。

26番（泉 武弘君） もう一度この問題は、新年度予算審議の中でどうしてもやらなければいけないのです。新年度、職員採用の人員費が上がってきますね、職員採用の事務費が上がってきます。それでは、そこで旧態依然とした7割補充するのかどうか、これらの問題が出てきますから、いやでも応でも3月までやって、我々に理解できるような客観的な資料とか科学的な根拠を提出してくれないと、予算審議ができないという問題があります。

そこで市長ね、今回、職員課長とお話しさせていただく中で、ああ、なるほどな、この課長さん、真剣にやる気なのだというのが実は感じられた。今、3出張所がある、南部、亀川それから朝日とありますね。今、この3出張所にかかっている人員費、これを再任用職員に切りかえた場合に、現行の人員費が、嘱託職員に切りかえた場合にどのくらいかかるのか。そして削減額がどのくらいになるのか、そして、この再任用で出張所3所をいつごろから再任用の職員にかえる意思があるのか、この4点を答弁ください。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

平成20年度の決算見込みで報告させていただきますと、3出張所の正規職員、再任用、非常勤職員の人員費の合計は1億5,164万1,684円となります。これを再任用職員として現行の人員数で活用すると、その人員費は6,729万9,951円となり、約8,500万円の減少、率にして約44%の減少となります。

また、再任用に切りかえる時期でございますけれども、職員課としては、この3出張所については当然労使協議の上、来年度から実施したいというふうな形を考えております。

26番(泉 武弘君) 大変評価します。課長ね、今の答弁は、もちろん労使交渉はあるでしょうけれども、大変評価できる答弁です。再任用職員で出張事務所の事務ができるということは、これは当たり前のことなのですね。60歳定年になったから、皆さん方が思考が停止するわけではない、十分な経験を持っているわけですから。出張所が再任用に切りかえることによって何らの問題が生じるかという、問題は生じません。ただ1点だけ、非常勤職員との仕事のすみ分けがありますね、臨時職員との。再任用職員ができる分と非常勤職員とのすみ分けの問題があります。ここらではできるだけ早く協議をしていただいて、今言われたように21年度の頭から出張所については再任用職員でやっていただきたい、これを切望してやみません。

それから、ごみの収集委託、現在第2次までいっています。集中改革プランでは、平成22年度に最終的に100%可燃ごみ収集委託ということが計画でなっていますが、これについては22年度というふうに理解をしていいのかどうか、それだけ先に答弁ください。

環境課長(衛藤保美君) お答えいたします。

集中改革プランでは、第3期の可燃物収集業務を民間委託する目標年次は、平成22年度となっております。最終委託ですので、市民生活に支障がないように進めていきたいと考えております。実施に向けましては、労使の合意が必要ですので、職員課等と連携をしていきたいと考えております。

26番(泉 武弘君) 何か課長、奥歯に物が挟まっている……。奥歯に物が挟まったようにしか聞こえないのですね。22年度が実施年度になっているでしょう。そうしますと、来年度中に合意ができなければいけない。そうなりますね、当然。このタイムスケジュールは間違いないのですか。そのとおり22年度というふうに、我々が集中改革プラン並びに行政改革大綱、それから定員適正化計画でこのようになっていますから、そのとおり実行されるというふうに理解をしていいですか。御答弁ください。

環境課参事(中山 啓君) お答えします。

可燃物の収集運搬業務を完全委託する際の粗大ごみ、一時大量ごみの特別収集などのごみ収集体制をどのように継続していくか、そのための道筋を今後関係課と協議していききたいと考えております。

議長(山本一成君) 質問と答弁が違う。もう一回やって。

環境課長(衛藤保美君) お答えいたします。

先ほど申しましたように、目標年次は22年と確かになっております。現在、3次委託するための検証をしているところでございまして、労使協議の上、内容を煮詰めて進めていきたいと考えております。

26番(泉 武弘君) 「検証疲れ」しないようにしてくださいね。どちらにしても22年度ということが、集中改革プラン、適正化計画、行政改革大綱で示されています。さらに経営者会議でも、承認された。この変更がある場合には、当然この計画そのものを皆さんが変更しなければいけない。そこで変更するには、それ相応の理由というのが必要になります。先ほど言ったように、現下の財政状況から見ますと、別府市は一刻の猶予もならない。もうそこまで追い詰められている。22年度実施に向けて格段の努力をお願いしておきたいと思います。

さて、教育委員会にお尋ねします。18年度の決算で見ますと、小学校、これは単独校ですね、単独校。単独の調理場を持っているところですが、ここには44名の方が働いています。これは正規職員ですね、44名。20年になりますと41名になりますけれども、決算数値で申し上げます、44名。かかった人件費が3億2,716万1,357円、平均年収が743万5,258円、これにかえて加えて、小学校の場合には非常勤職員がいます。非常勤職員の皆さんにかかった人件費が956万9,281円、非常勤の職員の

平均年収は159万4,880円。

まず課長ね、ここだけ、こう理解していいのですか、御答弁くださいね。743万円の正規職員と159万円の非常勤職員が同じ仕事をしているというふうに理解をしていいのかどうか、御答弁ください。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えします。

議員さんのおっしゃるとおり、そのとおりでございます。同じような仕事をしております。

26番（泉 武弘君） さらに、共同調理場を見てくださいね。共同調理場は、中学校を主に給食調理をやっているわけですが、ここでは18名の非常勤職員が勤務いたしておりますけれども、3,134万3,383円の人件費がかかっていますが、1人当たり平均人件費は174万1,299円。先ほどの小学校の給食調理員と共同調理場の調理員は、同じような仕事をしているというふうに理解をしていいのかどうか、御答弁ください。

スポーツ健康課長（平松純二君） 同じような仕事をしております。

26番（泉 武弘君） この差が、1食当たりの給食単価に出ているのですね。市長ね、先ほど言った44名の方が調理をしている単独校ですね、単独校の1食当たりの単価が244円25銭です、1食当たりが。ところが、共同調理場では76円54銭なのです。同じ仕事をしている。単独校の正規職員も非常勤職員も同じ仕事、みんなが野菜を切れれば野菜を切る、手を切れれば手を切る、（笑声）これはないと思いますけれども、共同調理場でも同じなのです。正規職員と非常勤職員は同じ仕事をしている。これは費用対効果を考えれば、非常勤職員でできるのだったら非常勤職員に全部切りかえれば済むことでしょう。費用対効果を考えたら当然そうすべきであるというふうに、泉武弘は考えています。

そこで、何が問題なのか。集中改革プランで、教育長ね、給食調理については見直すということがもう明記されているのですね、集中改革プランで。だから見直しをしないというわけにいかないの。あなたたちが決めた中で集中改革プランで見直しをしますと、こう言っている。そうすれば、見直す際に何を基準にして見直しをいただくか、何を課題にして見直しをいただくか。このことを、私から実は提言をしておきたいのですね。まず、今言った44名います正規職員の皆さんが働いている単独校ですね、それと非常勤職員が働いている共同調理場、これを一本化すべきだと私は思っています。なぜかといいますと、給食単価が1食当たり244円と76円ですから、いかに非効率的かというのがおわかりいただけるとおりなのです。まず、その共同調理場と単独校の調理業務を一本化してもらいたい。

2番目に、調理業務は当面囑託化という答申が出ています。学校給食問題検討委員会の答申がそのようになっていますから、当面は囑託化ということの基本にしますけれども、調理部門については完全民間委託を検討していただきたい。これを第2点目に、お願いをしておきます。

それで3点目に、共同調理場、いわゆる単独校と共同調理場が新しい共同調理場になりますと、施設規模等が問題になってきます。そこで新しい場所、さらには機能、施設費、運営方法については、専門部会を設けて検討していただきたい、これが3点目。

それから4番目に、正規職員については、非常に厳しい言い方ですが、740万と170万では市民の合意が得られません。したがって、ある一定年齢に達したときには、正規職員を囑託化に切りかえるというような理解を得る努力をしてほしいな、こういう気がしてなりません。

このことを具体的に検討してくれることを望みます。何か答弁がありましたら、お願いします。

教育委員会次長（安波照夫君） お答えいたします。

まず、施設面の部分が出ましたけれども、現在の共同調理場は3,000食という形で、そういう規模で給食をつくっております。単独の部分15校を合わせますと6,500食ぐらいです。その辺の部分から、議員さんが言われましたように抜本的な基本路線をやっぱりしっかりつくらんと、今後はうまくいかないだろうなというふうに思います。現在の共同調理場は、たしか36年ぐらい経過をしております。いずれ、そういう建てかえという時期も、近い将来出てくるだろうというふうに思います。その時期にはこういう部分、もろもろの議員御指摘の部分も含めてやっぱり検討をしていきたいというふうに思っています。

26番(泉 武弘君) それでは、そういうことを含めて全身全霊で検討していただきたいな、こう思っています。

それから、もう一点、職員厚生会をお聞きしておきますけれども、総務事務次官通知が来ていますね。厚生事業については点検をし、見直しをし、その業務を公表して住民の理解を得る、こういうふうに総務事務次官通達が来ています。今までこの職員厚生会の事業について、市民には公表したことがあるのですか、どうですか。御答弁ください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

現在、別府市人事行政運営等の状況において、福利厚生制度に関することを若干公表しております。

26番(泉 武弘君) 課長、「若干」。字句で言うと7文字ぐらいになる。やはりこれは公表すること。公表することは、何が目的か。住民の理解を得ることが目的ですよ、こうなっている。やはり公表しないと。私も、この議会で問題点を指摘しました。泉が言っていることは本当かなと思われたら嫌ですから、皆さん方が飲み食いしたことも全部一回公表してください。それで市民の判断をもらう、これが僕は当然だと思っております。

大変残念ながら私の力不足で、議場の皆さんと私との一番の相違点は、水道局の特殊勤務手当、さらに職員厚生会、それから振興センターの問題、高等学校の補助金、これはたしか私一人が反対してきたと思います。しかし、きょうのこの質疑の中で若干なりとも議員の皆さん方にも私がなぜ問題にしているかということはおわかりいただけたのではないかと、こういう期待をいたしております。

さて市長、待ったがかからないのが別府市の財政です。早急に行革大綱、定員適正化計画、それから緊急財政プラン、集中改革プラン、これが計画どおりどこまで進捗しているのか。これらを検証して、さらに最終年度が21年度、20年度がありますから、これをさらに見直しをして加速をさせないと、25年というのがある間に来ますよ。市長が再度立候補するかどうか知りませんが、私は知らんよというわけにはいかない。だから、市長、本当に渾身の努力をしてください。これだけお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

1番(穴井宏二君) しっかり頑張ってまいりたいと思います。よろしく、お願いします。

通告に従いまして、順番どおり行わせていただきたいと思いますけれども、今回は2番の観光行政につきましては、ちょっと割愛をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、最初に環境行政について。ちょっとテーマは大きいのですが、身近なところから取り上げてまいりたいと思います。

いろんなところで私の友人また知人から御相談を受けることがあるのですが、空き缶とか吸い殻とか、そういうばい捨ての問題、また街角や公園で見られる犬や猫のふんの問題について、若干取り上げてまいりたいと思います。

まず最初に、十数年前に比べましたら大分なくなってきたのですが、時々見られ

ます空き缶ですね、またたばこ、それからたばこの吸い殻、ばい捨て問題、これが多々見受けられます。ひどいときには家の庭の中とか、そういうところにたばこの吸い殻があったり、非常に危ないなと思ったりすることもございますけれども、このばい捨て問題のモラルについてどのような、モラルの向上について取り組み状況をお願いいたします。現在の取り組み状況を、お願いします。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

空き缶やたばこの吸い殻ばい捨てについては、議員御指摘のとおり環境への配慮やモラルの向上が重要と考えております。毎年6月の環境月間に合わせての全市一斉清掃、それから7月の海岸清掃を行うことで、市民の皆様には美化意識の高揚に努めているところでございます。また、平成12年に別府市地域環境美化条例を制定し、別府の玄関口であります別府駅付近、それから観光港付近等6カ所を地域指定いたしまして、空き缶、吸い殻等の散乱防止策を展開しているところでございます。具体的には春・秋の2回、別府駅周辺をばい捨て禁止キャンペーンとしてボランティア活動を行っているところでございます。

1番（穴井宏二君） 駅付近の掃除とかはたまに、たまにといいますか、通りかかったときに見せていただいたこともございます。本当に夏の暑い中、御苦労さまでございます。本当に頑張っておられるところを拝見させていただいております。

そういう中でこの環境条例でございますけれども、ばい捨て等について罰則を設けているのかどうか、また、その罰則を実際適用したことがあるのかどうか、これについてお願いいたします。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

別府市地域環境美化条例では、区域内で自動販売機を設置している事業者が、ごみ回収容器を設置しない場合5万円以下の罰金、また地域内でばい捨てを行い、その指導に従わない場合は3万円以下の罰金となっております。

罰則の適用でございますが、口頭での注意・指導は行っておりますけれども、罰金を科した事例はございません。

1番（穴井宏二君） 口頭の注意ということでございますけれども、厳しくやっていただきたいと思っております。

では次に、犬・猫の問題でございます。住民の方からよく聞いたりする苦情があるのでございますけれども、やはり私の近くにも大きな公園があるわけでございますが、そういう公園とか、たまに行ったりしますと、犬のふんがところどころあったりいたします。ひどいときは道路、特に家の前とか、注意書きを置いていても、そこに捨てるとか、そういうのを見たり聞いたりすることがございまして、本当に飼い主さんのマナーを何とか取り締まっていくことができないのか、そういうふうな話も聞いたことがございまして、実際そういうことがよく見られるわけでございますけれども、そういう中で、例えば公園に行きますと、立て看板がありまして、公園緑地課さんの立て看板がございまして、以前よりふえたなというふうに実感をしております。そこで、「犬のふんを持ち帰ってください」ということで注意書きが切々としてあるわけでございますけれども、本当にそういう注意書きがあってもなかなかきれいな公園にはならないな、そういうふうにいるところでございます。そういう中でこういう飼い犬のふん対策について、どのように現在取り組んでおられるか、お願いいたします。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

犬・猫の飼い方のマナーの啓発に努めておるところでございます。犬につきましては、狂犬病予防法により登録制度がありまして、年1回の予防注射がありますものですから、その際に、犬のふんをそのままにしないような啓発物品をお渡ししているところでございます。猫につきましては、都会の方では室内の飼育を行うことで近隣とのトラブルを減ら

すことができているように聞いております。先月、県内の14市の衛生担当者会議がありまして、その中でも、各市とも放し飼いの猫や野良猫が多くて対策に苦慮しているという報告を受けました。本市の取り組みといたしましては、市報や環境新聞「エコワーク」で啓発に努めるとともに、飼い主が判明した場合は、飼い主に指導を行っているところでございます。猫を好きな人、嫌いな人との温度差が多少あるものですから、対応が難しい面がございます。皆さんに御理解いただけるよう、室内飼いのお願い、また野良猫へのえさやりを控えるようお願いしているところでございます。

1番（穴井宏二君）　そこで、この問題の犬・猫のふんについて、環境美化条例についてどのように定めてあるのか、具体的にお願いいたします。

環境課長（衛藤保美君）　お答えいたします。

市条例の中では、ございません。県条例では犬や猫のふんについて、「美しく快適な大分県づくり条例」で放置禁止が定められ、義務規定となっております。それから、「大分県動物愛護及び管理に関する条例」では、使用者の遵守事項として、ふん等の適正処理が定められております。犬については必要な措置を命じて、従わない場合は5万円の罰金となっております。別府市条例では、ございません。

1番（穴井宏二君）　そこで、私もほかの都市・町の条例をちょっと調べたわけですが、別府市よりも小さい自治体、また大きい自治体でもこの犬・猫のふん害条例というのが定められております。ですから、せっかく別府市も南立石公園、また別府公園、向こうにも公園がございますけれども、本当に立派なすばらしい、過ごしやすい公園がございますので、このような条例がある自治体についてはどのように考えていらっしゃるか、お願いいたします。

環境課長（衛藤保美君）　お答えいたします。

ふん害条例を制定している都市があることは、承知をしております。罰則を規定している都市もありますが、それらの都市では県条例による規定がないように聞いております。大分県の場合は、県条例が整備されていることから、基本的には県の保健所と同行して指導に当たっていると同時に、飼い主へのマナーアップを目指しており、さらに啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

1番（穴井宏二君）　県条例があるからには、県があるなしにかかわらず、ぜひ条例の制定をお願いしたいと思います。特に時々聞く話なのですけれども、保育園とかで公園に遠足に行きまして、その犬のふんとかで服を汚して帰ってきて、保護者の方が非常に困っておられる、そういうふうな話を聞いたこともございますし、私自身も、子どもが小さいころに公園に連れて行ってそういうのがありまして、遊ばせる予定が早目に切り上げて帰ってきたとか、そういうふうなこともございますので、ぜひここは条例の制定をお願いしたい。（「言うばかりではつまらんぞ」と呼ぶ者あり）ぜひお願いします。

では、この環境については、これで終わらせてもらいます。よろしく申し上げます。

では次、防災関係をお願いします。

まず、防災関係でございますけれども、今回は防災無線、それからデジタル化、そして防災ラジオ、そういうふうな関係で質問していきたいと思っております。

まず、別府市でも地域防災無線があると思っておりますけれども、その現況について簡単にお願いいたします。

自治振興課参事（三瀬正則君）　お答えいたします。

別府市の地域防災無線システムは、平成10年に構築し、市役所5階に統制局、小鹿山に中継局を設置しております。関係機関の連絡用といたしまして、遠隔制御装置を市役所内に22台と出先機関に1台、半固定型無線機を市の出先機関に10台、公民館に6台、防災生活関連機関に10台、教育関係施設に25台、車載型無線機30台、可搬型無線機

5台、携帯型無線機10台を設置し、情報通信体制の確立を図っております。

1番(穴井宏二君) そこで、この防災無線でございますけれども、現在のこの利用状況、それから今後の方向性について、お願いいたします。

自治振興課参事(三瀬正則君) お答えいたします。

現在は月に1度、関係課より防災関係機関、生活関連機関及び市の出先機関等に、防災無線交信試験を実施しております。また、当然ながら防災訓練等にも活用しております。今後は、防災無線システムの高度化、電波の一層の有効利用を図るため、現在のアナログ方式の防災無線システムが平成23年5月31日をもって終了することから、新たに防災無線の構築をする必要性が生じております。

1番(穴井宏二君) そこで、最近、防災無線のデジタル化というのが言われております。別府市におきましても、このデジタル化につきまして取り組んでおられると思っておりますけれども、これについてはどのようになっているのでしょうか。

自治振興課参事(三瀬正則君) お答えいたします。

現在、デジタル防災無線の整備率は全国で9.8%、これは平成18年度末現在であります。大半はアナログ方式であります。デジタル方式による高度化した防災無線システムの普及が望まれておりますが、市町村における財政事情等から整備することが困難であり、普及が進んでいない状況であります。

1番(穴井宏二君) そうような財政事情で普及が進んでいない、そういうことでございます。かなり予算的に厳しいものがあるというふうにお聞きしておりますけれども、そこで、ほかの地域でそれにかわる、デジタル式にかわる方式を採用している、そういうところがございますのでちょっと一つ御紹介をしたいと思いますけれども、例えばちょっと遠いのですが、岡山県倉敷市に「エフエムくらしき」というのがございまして、そこで「緊急告知FMラジオ」というのを使用しております。それはどういふふうなものかと申しますと、「倉敷ケーブルテレビ」と「エフエムくらしき」、これは地域コミュニティの「エフエムくらしき」が共同開発したものでございます。まず、現在の防災無線では台風とか大雨とか、そういう大風が吹いた中では家の中にいる住民はなかなかそういう緊急放送が聞こえない。それから電話回線でございますけれども、電話回線の場合は緊急時にふくそうして、なかなか電話がつながりにくい。それからパソコンを持っている方はメールとかもあるのですけれども、なかなかメールを実際に扱える方がすべてではないということですね。こういう中で倉敷のケーブルテレビと、今、別府にはございませんけれども、地域コミュニティの「エフエムくらしき」が共同開発した「緊急告知ラジオ」、そういうふうなのがございまして、これはどういふふうなものかと申しますと、家の中でラジオを、当たり前ですけれども、ラジオを聞ける。それで緊急時にはそのFM局から電波を飛ばして、電源を入れてなくても自動的に電源が入る。最大音量で受信することができるということがあります。また停電時でも動作する、そういうふうな利点がございまして、今、普及しているところでは普及している、そういうふうに言われておられて、九州では「FMしまばら」というところが、これを1,000台単位で買い取りまして、地域住民に配布または販売している、そういうふう聞いております。

こういうふうな「緊急告知ラジオ」、倉敷が最初に始めたみたいでございましてけれども、今非常に……、この前、「エフエムくらしき」の社長とも電話で話をさせてもらったのですが、かなり自治体の方から視察とかが来ている、そういうふう聞いております。こういうふうなFM放送を通じて緊急告知するシステム、こういうふうなのを構築してやっていくのも一つの手ではないかなと思っておりますけれども、その見解をお願いします。

自治振興課参事(三瀬正則君) お答えいたします。

今言われました倉敷方式につきましては、私の方も情報を入手しておりますが、住民に

告知する方法としては最大の方法ではないかと考えております。ただ、この方法につきましては、当然事業費等コストがかかってきますので、そういった面を考えた上で、住民の告知を含め有線系またはほかの無線系システムを活用した事例等を踏まえた中で、別府市地域防災無線の構築に向けて進めてまいりたいと考えております。

1番(穴井宏二君) ぜひ検討を、そしてまた研究、また視察等を含めてやっていただきたいなと思います。なるべくお金をかけずに、地域住民に細かくサービスができると思いますか、そういうふうな緊急情報をお伝えできる方法、また住民を助けていていただきたい、そういうふうに思います。

では、以上でこの項は終わります。

議長(山本一成君) 休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長(萩野忠好君) 再開いたします。

1番(穴井宏二君) では、一般質問を続行させていただきます。

次は中小企業の緊急保証制度、中小企業対策についてお願いいたします。

ここ数カ月の金融危機また株価の値下がり等によりまして、金融機関の自己資本比率が下がってまいりました。そういう中で、貸し出す力が弱まっております。そういう意味で貸し渋り等が起きている、そういうふうに聞いたこともございますし、またそれが現実に懸念をされているところでございます。

そこで、緊急総合対策が決定されまして、新しい保証制度が10月31日にスタートいたしました。この制度の内容について簡単をお願いします。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

この制度は、原油や原材料価格、また仕入れ価格の高騰を転嫁できない中小企業者の資金繰りを支援するため、中小企業信用保証保険法第2条第4項に規定するセーフティネット保証制度の5号認定に関しまして、認定の要件の抜本的な拡充・見直しを行ったものでございます。具体的には認定条件の指定業種を従来の185から618(85ページで「698」に訂正)へと大幅に拡大されてございます。また、売上高の減少率の条件が前年対比でマイナス5%でありましたけれども、これをマイナス3%というふうに緩和をされたものでございます。

1番(穴井宏二君) では、具体的にどのような中小企業の方々が、この緊急保証制度を利用できるのか。また、申し込み手続きについてもお願いいたします。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

この制度を利用できる中小企業者でありますが、指定業種に属する、これが大前提でございます。三つの要素がございます。最近3カ月の平均売上高等が前年同期の対比でマイナス3%以上減収をしている中小企業の方、それと製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、それを販売価格に転嫁できていない中小企業、そして、最近3カ月の平均売上利益率または平均営業利益率が、前年同期の対比でマイナス3%以上低下している中小企業者でございます。

また、申し込みの方法はということでございますが、本店や主たる事業所の所在地の市町村の担当窓口にて認定申請書を提出していただきます。認定を受けた後に指定されている金融機関にて認定書及び決算書等借入れに必要な書類・資料を御持参いただき、保証つき融資を申し込んでいただく、そういうことになってございます。

1番(穴井宏二君) この制度が10月31日からスタートしたわけでございますけれども、現在、別府市におきまして申し込みの現状、これはどうなっているのかということ、この融資自体はスムーズにいきますか、順調にしているのかどうか、これについ

てお答え願います。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

10月31日にスタートいたしまして、11月末でちょうど1カ月が経過してございます。1カ月間の申し込み総数でございますが、60件となっております。昨年と比較できませんが、昨年5号認定の申請件数、1年間全体で18件ございました。こういうことから見ると、大幅な増加となっております。中小企業の皆さんの資金繰りが大変厳しいという状況がうかがわれます。

また、融資がスムーズに行われているかということですが、申請後、金融機関の審査等の動向につきまして聞き取りをしております。審査は順調に進んでいるということですが、信用保証協会、要するに保証がございますので、信用保証協会にお尋ねしたら、今申請が集中していて、なかなか回答ができないということだったのですが、全体としてはスムーズな融資を行いたいという意向でございますので、私どもはスムーズな融資が行われるものと認識をしております。

また、つけ加えて市の認定作業でございます。担当課として、できる限り迅速に行うよう心がけてございます。所定の事項が確認できれば、当日もしくは遅くても翌日には認定書を出せるように、今事務手続きをしております。

1番（穴井宏二君） ありがとうございます。私も何人か知り合いの方を紹介させていただきまして、認定の方もスムーズにいきまして、今は金融機関と交渉中、こういうことでございます。なかなか思ったとおりの金額はいかないということで、ちょっと厳しい意見もいただいておりますけれども、またそういう点もよろしく願います。

それから、別の友人からも相談があったのですが、今盛んに報道されております大分キヤノン、また東芝大分等のニュースがございますけれども、こういう問題で非正規労働者の方々の人員削減等がございます。こういう意味で雇用情勢が急激に悪化しておりまして、となりの大分市におきましては、金融相談窓口が設置されたと聞いております。我が別府市としましてもこういう問題があると思っておりますが、該当者がいると思っております。ぜひこの対応策について、どのようになっているか、お願いいたします。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

私どもも今回の件につきましては、大変憂慮いたしてございます。大分市の方に尋ねさせていただきました。12月5日に緊急雇用相談窓口を開設いたしましたそうでございます。内容として、企業の人員削減で離職をされた方、また採用の内定を取り消された、通知を受けた大学生を対象に大分労働局など専門機関を紹介するという内容でございます。これは、私どもの通常業務でも行ってございます。決して別府市としてやってないわけではないのでございます。現在も労働相談等をお受けし、関係機関への紹介をさせていただいております。ただ、対象者の不安を少しでも解消しなければならないと思っておりますし、迅速な対応が必要だろうと思っておりますので、今後、県、関係機関との連携をさらに深めて適切な対応ができないか、また迅速に対応するにはどうしたらいいかというのを早急に今検討させていただきたいと思っております。

1番（穴井宏二君） こういうふうな緊急事態の対応につきましても、ぜひ市民を守っていただきたいと思っております。よろしく願います。

では、次へ入らせていただきます。地域児童見守りシステムということでございまして、お願いいたします。

余り聞きなれない言葉でございますけれども、子どもの安心・安全という観点から質問させてもらいたいと思っております。今、時々ニュース等で報道されておりますけれども、子どもが登下校中にいろんな事件に、また事故に遭遇したり、本当に不運な事件が多々報道されておまして、私たちの小さいころ、幼少時代に比べますと、本当に物騒なといひます

か、危ない時代に入ったなと思っております。

そこで、こういうふうな報道・事件について別府市の教育委員会としましても、その対応、いろんな要望とかあって対応に非常に苦慮されていると思いますけれども、まず最初に、数年前から市内の子どもさん、児童・生徒に配布しております防犯ブザーがございますけれども、その現在の所持率、それから使用頻度、また故障した場合の対応についてどのようなになっているか、お願いいたします。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

まず、防犯ブザーの所持率であります。市立の幼稚園及び小・中学校の園児・児童・生徒全員に貸与しております。私立の学校を除けば100%の所持率というふうに思っております。また、その使用頻度でございますけれども、当然、事件や事故に遭遇したときに緊急に使用するものですよということで児童・生徒に指導しております。平成16年度に貸与を開始して以来現在まで、幸いに事件・事故等も報告されておりません。また、故障等の対応についてでございますけれども、現在1,000個程度の予備を教育委員会の方で常時ストックをしております。故障などによって使用が不能になれば、早急に交換ができるようにいたしております。常に100%の児童・生徒が所持できる状況を維持しているところでございます。

1番（穴井宏二君） ありがとうございます。1,000個の在庫ということで、非常に多数の在庫があるということでお聞きいたしました。緊急事態にも対応できる、このように聞いております。

では、地域児童見守りシステムについて、お尋ねをしたいと思います。ちょっときょうは詳しくこれについて申し述べようと思ったのですが、ちょっと時間の関係上簡単に述べさせてもらいたいと思います。

この地域児童見守りシステムでございますけれども、この概要としては、今、長崎県島原市が九州では採用しております。これはどういうことかと申しますと、地域のWiMAX無線を活用してネットワークを構築する、それによって地域住民や観光客にさまざまな情報発信サービスをしていく。単に児童だけではなくいろんな情報を発信できるシステムでございます。その中の一つとして児童見守りシステムがあるということでございます。長崎の島原市が採用しているのですけれども、これは実際に防犯ブザー、子どもさんがつけておりますけれども、小学校1、2年生に採用しております。ランドセルにICタグをつけて、校門にアクティプリーダーというのがありまして、校門を通過したら、今何時に登校したとか、下校した場合は今何時に下校したとか、そういうふうな時間、また画像を親御さん、保護者、お父さん、お母さん、あともう1人、3人ぐらい登録してメールを自動的に送信する、そういうふうなシステムでございます。また学校の校門だけではなくて市内のいたるところ、例えば通学路の電柱とかにもそういうふうな読み取り装置をつけて、何時何分にどこを通過したというふうにお父さん、お母さんの携帯等にメールを送ってくる、また画像を送ってくる、そういうふうなシステムでございます。現在、九州総合通信局としては九州管内に5社、地域WiMAX無線局の免許、また予備免許を与えておりまして、そのうち4社が佐賀県内のケーブルテレビ、残り1社が我が別府市の地元のCTBメディアであります。

そこで、教育委員会としましても、この地域児童見守りシステムについて、今後導入も含めて現段階でどのようにお考え、対応といたしますか、されているのか、お願いいたします。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

議員が、今、島原市の事例を詳しく説明していただきまして、地域WiMAX無線を活用してネットワークを構築すれば、地域住民や観光客にさまざまな情報発信サービスが可

能になるということでありますから、この効果は教育委員会のみならず、市長部局の関係各課に関連があると考えております。そういう意味から、システム導入に向けまして、今後教育委員会としても関係各課と十分な研究と協議をしながら、進める方向で重ねてまいりたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

1番(穴井宏二君) ぜひ、積極的な取り組みをお願いいたします。では、この項はこれで終わります。

続きまして、青少年科学館についてお願いいたします。ちょっとこれは未来性のあることになるわけですが、よろしくをお願いします。

先日、ニュース等で報道されましたけれども、日本人4人の方にノーベル賞が授与されて、本当に久しぶりに明るいニュースが日本じゅうに報道された、本当に記憶に新しいところでございますけれども、日本では科学賞は6年ぶりの快挙であるということでありました。そのニュースが報道されて、いろんな地元の新聞とかいろんな新聞に少年科学館の記事が載っております、実は私も去年からことしにかけて島根県出雲市の科学館とか大阪の市立科学館にちょっと行ってまいりました。

そこでは思った以上の取り組みをされておまして、出雲科学館では小・中学校の生徒を対象にして1年間カリキュラムを組んで顕微鏡での研究を、理科実験を行っております、顕微鏡は1人1台分置いてあるということで、みんなが顕微鏡を見られる。また実験も先生が前の方でやっているのですけれども、大きなスクリーンに映し出されて、本当に何をやっているかがよくわかる、そのような実験、ほかにもいろいろあるのですけれども、やっておりました。子どもたちが理科に非常に興味を持つ取り組みではないかなと思えました。また、大阪の市立科学館におきましては、アポロ宇宙船に乗った宇宙飛行士の宇宙服とか、多種多彩な取り組みをしておまして、本当に思った以上の取り組みで、子どもたちも夏休みとはいえ多数訪れておりました。本当にやっぱりこういう施設があれば、小さいころから理科、科学に非常に興味を持っていくのではないかなと思っております。

そこで、そういうふうな教育環境を、小さい子どもたちの芽を大事に育てて応援していただけるような教育環境を整えていくことが大事ではないかなと思うのですけれども、これにつきまして、教育委員会としてはどう思っているか、お願いいたします。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

世界でも最高の栄誉とされるノーベル賞が、日本人に相次いで受賞され、全国が喜びにわいたことは記憶に新しく、私ども日本人として誇りであるとともに、大変嬉しく思っております。

理科や科学については、だれもが興味を持ち、関心度の高い分野ではなかろうかと感じております。教育委員会としまして、今回の日本人におけるノーベル賞受賞をきっかけに別府市の児童・生徒の中で理科や科学の世界に興味を持つ子どもがさらにふえていくことが大事ではなかろうかと考えております。

こうした中で、現在別府市では、小学生に対して出前による理科支援実験教室や、中学校では理科特別支援教員による理科学習が行われており、理科離れの対策が講じられております。

1番(穴井宏二君) そういう意味で改めてお聞きいたしますけれども、小さいころからそういうふうな理科、科学、実験等を学習していく重要性、影響につきまして、どういうふうに思われますか。再度お願いします。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

児童・生徒の興味や関心を引き出す実験や科学体験、さらには物づくり体験は、好奇心や創造性をはぐくむための大切な学習であると認識しております。

1番(穴井宏二君) ありがとうございます。そういう意味で小さいころから、また大

人まで、私が行ってきた科学館は、大人もたくさんいておりましたので、生涯学習に最適ではないかなと私は思ったところでございますけれども、今、少子・高齢化におきまして退職者の方もかなりいらっしゃいます。長寿化で皆さん長生きされて余暇時間、余暇を持て余して、持て余してというとおかしいのですけれども、余暇がたくさんある。そういうふうな自由時間をいかに生きがいを持って過ごしていくか、それが大事な時代に入ってきたのではないかなと思っているところでございます。そういう意味で生涯何かを学んでいく、そういうふうな環境整備は、今非常に重要になってくると思っているところでございますので、ぜひまた次の計画におきましても、この少年科学館、経費等いろいろかかりますが、県とも連携をとり合ってぜひ検討していただければありがたいなと思っているところでございます。

以上で、この項は終わります。

続きまして、ＩＰ電話についてお尋ねをいたします。

先般、第２回の定例会でもＩＰ電話の質問をさせていただきました。市庁舎のＩＰ電話ということで近隣の自治体も取り入れているところでございますけれども、そのときの回答について、「導入について前向きに考えていきたい」、そういうふうな答弁がございました。その後の経緯についてどのようになっているか、お尋ねいたします。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり本年の第２回定例会におきまして、ＩＰ電話の導入につきまして御提言をいただきました。その後、課内部で経費面、市民サービス面等を調査検討いたしましたところでございます。

１番（穴井宏二君） そのような調査検討ということをしていただいたということで、本当にうれしく思っております。その調査検討の内容につきまして、内容と結果がわかればお願いいたします。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

調査検討した結果でございますが、まず経費面でございます。おおむね年間で１００万から２００万円程度の削減が図られると思っております。また、市民サービス面でございますが、ＩＰ電話に全てを移行してしまいますと、回線がパンクする可能性がございます。そういった意味からアナログ回線のある一定程度確保する必要があると考えております。また、導入経費でございますが、おおむね１５０万円が必要になるかと考えております。

１番（穴井宏二君） 年間で１００万から２００万程度の経費削減ができるということでありまして。私が思っていた以上に現時点では経費削減ができる、本当にうれしく思っているところでございますけれども、では、具体的にこのＩＰ電話の導入について、今後具体的なスケジュールと申しますか、どのように考えていらっしゃるか、お願いいたします。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今後のスケジュールでございますが、関係各課と協議しまして、協議が整えば年度内にも導入を図っていききたいと考えているところでございます。

１番（穴井宏二君） ＩＰ電話の年度内導入ということでありました。ぜひ検討していただいて、よろしく願いをいたします。

では、ＩＰ電話はこれで終わります。

続きまして、コールセンターに移りたいと思います。

まず、このコールセンターでございます。今、全国的に徐々に、少しずつコールセンター、自治体コールセンターがふえているようでございますけれども、全国的にこのコールセンターの設置状況はどうなっているか、お願いいたします。

自治振興課長（中野康恵君） お答えいたします。

全国で最初に札幌市コールセンターが、２００３年の１月に開設されています。地方行

財政調査会の調査結果によりますと、本年9月1日現在の開設状況は32市で、政令指定都市が13市、中核市が8市、特別区が7区、40万人以上が1市、10万人から40万人未満が3市と、大規模の都市がほとんどであるのが実情でございます。

1番（穴井宏二君） ありがとうございます。このコールセンターにつきましては、うちの堀本団長が去年の12月議会でも質問をいたしまして、その最終的な答弁の中で「今後検討してまいりたい」という、そういうふうな答弁でございました。1年たちましたけれども、その具体的な動きにつきまして、どうなったかお願いいたします。

自治振興課長（中野康恵君） お答えいたします。

市民の目線により市民の立場になって考え、できる限りの対応をしていく取り組みの中で、別府市の人口規模による費用対効果、市民と協働によるまちづくり、市民ニーズの高まり等を考えたときに、現在、コールセンター開設については難しいと考えております。しかしながら、将来的には職員の大量退職等による市民サービスの維持の必要などから、検討も必要になるのではないかと考えられます。今後は他都市の状況を見ながら、広域でのコールセンターも含めて調査研究してまいりたいとは考えております。

1番（穴井宏二君） そういうことでございますけれども、この自治体のコールセンターというのが、市役所の業務のある一定の業務を指すわけではないのですね。苦情処理とか、そんな限定されたものではないわけでありまして、市政全般にわたる内容でございます。例えば市民の方から本当に細かい問い合わせ、例えば印鑑証明をとるにはどうしたらいいとか、住民票をとるにはどうしたらいいとか、道路に穴があいているがどうしたらいいとか、そういうようなさまざまな問題が電話一本でかかってくる。それに気軽にワンストップで答えていく、こういうふうなことになりますと、お客様といいますか、市民の方が非常に満足をする、そういうふうに思っているところでございますけれども、このワンストップ窓口について、電話一本で解決するワンストップ窓口についてどのように思っていられるか、見解をお願いします。

自治振興課長（中野康恵君） お答えいたします。

市長の政治姿勢であります「市民の目線」とは、「市民はお客様」という考えのもとで施策や、またお問い合わせなど対応に取り組んでおります。本年5月からは、たらい回しの解消等をするために市民課に総合窓口を設置したり、市民憲章の一つであります「お客さまをあたたく迎えましょう。」を、まず笑顔で対応するために職員がスマイルバッジを現在つけておりまして、そのような意識改革をするというところで、「市民の目線」に立ってできることは実施していこうと取り組んでおる状況でございます。しかしながら、市民にとって満足のいく対応になっているかと申しますと、決してそうではないところも見受けられます。まだまだ見直しや改善は必要と考えております。

そのような中で、お客様にとって、今、穴井議員さんもおっしゃられましたが、どこにかければよいかわからないときなど、一つの電話番号でさまざまな問い合わせができ即答が期待できるワンストップ窓口、これはお客様へのサービス維持・向上にとって有意義だと考えております。

1番（穴井宏二君） そこで、私もこのコールセンターにつきましては、関心があったものでございますので、この夏、視察に行かせていただきました。行ったところは大阪コールセンター。当時は「浪速コール」と言っていたのですけれども、今は「大阪市総合センター」となっております。そこで、実際のそのコールセンターのオペレーターがいるところ、そこを案内していただきまして、普通はなかなか行けないらしいのですけれども、案内していただきました。大阪市の全部の区を受け付けている状況ではございませんで、今少しずつ広げていっている状況らしいです。人数的には十数人で朝8時から夜10時までやっておりました。ほかのセンターでは24時間やっているところもあるようでござい

まずけれども、意外と大阪にしては少人数でやっておりました。完全にアウトソーシング、民間委託でやっております、自治体のコールセンター以外にも保険会社のコールセンター業務とか、そういうのも請け負ってやっております、実際オペレーター室まで入らせていただいたのですけれども、電話がかかってきたらすぐに、ほとんど待たせることなく電話をとって、これは別府の交換手さんも非常に早く丁寧でございますけれども、電話をとって回答をしております。わからないときは、パソコンの画面に「Q & A」がございまして、それを見て回答する。それでもわからないときは手を挙げて、巡回しているスーパーバイザーという方がいまして、その人に援助を受ける、そういうふうな業務をやっております、本当によくやっているなという感じがいたしました。

そういう意味でこのコールセンターでございますけれども、やはり別府市としまして、これから少子・高齢化社会になってまいります。高齢化がかなり進んでおりますけれども、少子・高齢化の中において、別府市だけではなくて例えば大分市、それから隣の日出町、杵築、国東、由布市等を含めて広域で取り組んでいくべきではないかなというふうに思っているところでございます。私も民間企業にいたときに同じようなコールセンター業務みたいところに、ちょっと以前何年間が行ってございまして、そのときは全県1区ですね、大分県1区でセンターで受け付けしてございました。始まる当初は業務的に難しいのではないかなというふうに思っていたのですけれども、やって走り出せば、いろんな改革を進める中でスムーズとまでは申しませんが、比較的スムーズにセンター業務がいくようになりました。そういう意味で、これは別府市だけではなくて、今の広域もございまして、自治体コールセンターの広域業務を考えていただきたい、こういうふうに思っております、ぜひ要望いたします。

これについては、これで終わらせてもらいます。

では最後に、市民の意見の市政への反映についてお尋ねいたします。

いろんな市民の方からの意見があると思います。現在、どのような方法で反映しておられるのか。件数とあわせて、詳しくお願いいたします。

自治振興課長（中野康恵君） 自治振興課広聴係では、市民の視点に立った市政を推進するため、市長が市民の生の声を聞く、市役所1階に「市民ふれあい談話室」、19年度は13組で38人ございました。それから、市長みずからが地域や団体に伺って対話をする「おでかけふれあいトーク・市長と語る会」、これは19年度7回の205人です。また、市民や団体等の御要望により職員が地域に出向いて市政に関する説明をし、意見交換をする「まちづくり出前トーク」、これは19年度22回で787人の方に説明をさせていただいております。このように取り組んでおります。また、市政全般にかかる市民の相談窓口としまして、市役所1階に「市民相談室」、それから毎月第3水曜日に1階の女性相談室での「行政相談」、それから別府市へのメール、市長へのメール、ホームページのアンケート、それから市政への提案カード、これは市民の方の声を反映させていただきまして、本年の6月から開始をしております。それから、「市民の声承り表」による目安箱、手紙、電話等で意見や要望・提言等を承っております。19年度で610件の御意見・提言がございました。また、市民が直接担当課に出されて、担当課から市民へ直接回答しているものもございます。この分はちょっと件数の把握ができておりません。このほか、市政に参加していただき視点や感性を反映させる目的で「市政モニター制度」を実施しております。これは19年度で66項目出ております。このように市民があらゆる方法により、やりやすい方法で市政の課題や全般に対しより多くの意見・御要望・御提言等をお聞きし、市政への反映や、また参考意見とさせていただくなど、市民と行政が協働のまちづくりを推進しております。

1番（穴井宏二君） ありがとうございます。非常に多数の意見が来ておることがわか

りまして、またその対応につきましても、かなり御苦労されているところがあるのではないかなと思っております。御苦労さまでございます。

では具体的に、今、ホームページ等、いろんな他の自治体のホームページとか見ることがあるのですけれども、その中で、ホームページの中で常に市民の方の意見を取り入れていく、市の政策の、市がこれから取り組む政策について、市民の方へ意見を問うという、そういうようなパブリックコメント制度というのがございますが、近いところでは日田市、日田の方が具体的にホームページの画面に出したりしております。またほかの市もいろいろやっておりますけれども、このパブリックコメント制度について別府市の取り組みを説明願います。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

別府市における取り組みについてでございますけれども、第2次行政改革推進の計画の中で、「パートナーシップによる行政の推進」という項目の中にパブリックコメント制度の導入というのが組み込まれています。現在のところ、まだこれ、制度化はされておられません。意見公募の取り組みということでございますけれども、平成16年度に児童の次世代育成行動計画、17年には別府市緑の基本計画、男女共同参画条例について、19年度に別府市景観計画の策定時にホームページ等で市民の皆様の意見を公募した経緯がございます。

1番（穴井宏二君） わかりました。このパブリックコメントというのは、もう本当に御存じだと思いますけれども、行政が政策の立案を行うときに、その案を公表して広く市民の方の、また事業者の方の意見を聞くというふうになっているところでございますけれども、その意見を考慮して最終的な決定を行うということで、本当に情報開示と申しますか、意見公募を実現するための一つの手続きと言えらると思います。そういう意味でこのパブリックコメント制度、別府市でも各種の問題がございますが、これからいろいろ難しい問題とか政策が出てきたときに、条例や要綱でパブリックコメント制度の導入をぜひお願いしたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

政策推進課長（梅木 武君） 導入につきましては、現在、内部で協議を進めておりますけれども、できるだけ早い時期に制度化したいと考えております。

1番（穴井宏二君） ぜひ、よろしく申し上げます。以上で終わります。

3番（原田孝司君） 先ほど、傍聴席に高橋先生のお顔を見て、急に緊張してきました。（笑声）ありがたいのですが、授業参観のときの子どもの気持ち、またよくわかります。（笑声）

午前中に、泉議員さんが別府市の財政状況について鋭い質問をされておりました。質問、答弁をお聞きしながら、私の質問の稚拙さが一段と増して感じられることだと思っております。（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）この議場で何度も言っていますが、1年半前に議員になって、財政がなかなかよく理解できていません。そのため稚拙な質問になってしまうのですが、原田、しかられて伸びるタイプではなくて、（笑声）ほめられて伸びるタイプの人間ですので、執行部の皆さん方、また議員の皆さん方、温かく見守っていただきたいというふうにお願いたします。

財政状況なのですけれども、私と同じように多くの市民の方々が、別府の財政状況がよくわからないと思われていると思います。現在、マスコミ等で破綻した夕張市を初め自治体の財政の逼迫を報道している中で、別府市も余裕がある状況ではなからうと漠然と思われている方がほとんどだと思っています。浜田市長は、市長就任早々、将来的な財政基金の枯渇の問題を発表されました。前市長が、財政基金がふえてきたといろんなところでアピールしていましたから、そういった記憶が残っていたころでしたから、浜田市長の会見当時、別府市の財政は本当はどうなのと、市民の多くの方々が一段と不安になったとい

うふうに感じています。ただ、あのときに将来の基金の枯渇という大きな課題を提示されたからこそ、いわゆる行財政改革が職員の方々や市民の理解のもと進められてきたのではないかと思っていますし、今振り返ってみると、やはりあのときの会見は大変重要であったのではないかなというふうに思っています。午前中の政策推進課長の答弁にもありましたけれども、平成25年基金の枯渇の予想を少しでも先送り、後に回していきたいという答弁がありました。やっぱり大変身を削る思いの中での取り組みが、これからもされなければならないのかなというふうに感じています。

9月議会で報告され、今議会で承認された監査報告をもとに、いわゆるこれまでの質問と重なる部分も多くなるのですけれども、私なりに別府の財政状況をお聞きしたいというふうに考えています。

今議会で前にも出されました報告書では、市税等の経常的な収支である一般財源のうち義務的性格、つまりは通常の行政活動に必要な経常経費の占める割合である経常収支比率ですが、今回の報告では、19年度の経常収支比率が95.7%であり、一昨年度になりますけれども、95.1から0.6ポイント上昇している。さらにさかのぼって、その前は17年度ですけれども、93.5から比べ2.2ポイントの上昇になっている。報告書の中では、「財政構造の硬直化が見られる」と報告されています。この経常収支については、人件費や扶助費などの義務的経費が多くを占めていることもあり、類似団体そして県下の自治体と比べてもやっぱり高い方だなというふうに感じています。

しかしながら、別府の財政力指数は、今年度19年度ですけれども、18年度の0.631から比べ0.643と若干ながら上昇しているわけであります。これは類似団体と比べるとまだ大きな差があると思いますが、少しでもいわゆる財政基盤強化が実現できてきつつあるのではないかと思いたいというか、そういうふうに感じています。

さらに公債費比率なのですけれども、昨年同様8.0と、類似団体の平均では12.1に比べいい水準で推移しています。そういう意味でいうと公債費比率は県下の中でもトップクラスのいい数字ですし、いわゆる借金に依存していないという言い方もできるのかなと思っていますが、今、経常収支比率、財政力指数、公債費比率について報告されている数字を述べましたけれども、この数字というのは、県下の自治体や他の類似団体との比較は意味をなさないという意見もあるようですけれども、全国的に算定されたこの数字から、指数から別府市の財政状況はどのような状況である、そしてそこにどんな課題があるとお考えでしょうか。

漠然とした質問で大変答えにくいと思いますが、市民にとって重要な問題として、お答え願いたいというふうに思います。

政策推進課長（梅木 武君） ただいま御意見のありました点につきまして、まず経常収支、財政力指数それから公債費比率について、説明させていただきます。

経常収支比率の算出につきましては、さきの決算委員会でも申し上げましたけれども、分母が経常一般財源収入額となります。分子が、そのうちに経常経費に幾らぐらい充てられたのかという比率が経常収支となります。19年度の経常収支比率は、18年度に比べ0.6ポイント高くなっております。これは支出に充てたお金が5億8,230万6,000円減少、いわゆる辛抱したのですけれども、それ以上に分子の経常的収入が、交付税等いろんな状況から7億4,046万1,000円上回って減少したことによりまして、0.6ポイントのうち0.5ポイント相当がこの差額であるという分析をしております。

次に、財政力指数でございますけれども、財政力指数が改善したけれども、いわゆる財政の基盤強化ができたのかなということでございますけれども、この財政力指数につきましては、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を需要額で割って、過去3年の平均値をとった数字でございます。基準財政収入額は何かといいますと、市民税、固定資産税、

軽自動車税、たばこなど、目的税を除く普通税の調定見込みの75%相当がこれに当たります。

基準財政需要額は何かといいますと、地方公共団体が平均的な水準で行政を行うために必要な一般財源の額ととらえられております。この財政力指数が1を超えますと、交付税が不交付団体となります。また、基準財政収入から基準財政需要額を差し引いた不足額が、現在交付税として措置されております。今年度見込みでは65億円超の交付税の交付を受けることになっております。

別府市の産業構造についてといいますと、国税調査では第三次産業の就業人口が83%を超えています。景気の悪化については最初に影響を受けて、景気が好転したときの恩典は最後に受ける産業でございますので、別府市におけるこの産業構造が変わらない限り税収の構造も変化は起こりにくいと分析しておりますので、財政基盤の強化が図られたものとは、そこまでとは認識しておりません。

今度は公債費比率についてですけれども、地方の財政の状況を図るものにはいろんな指数がございます。私どもが一番関心を持っておりますのは、やはり経常収支でございます。この公債費比率も一つの指数でございますが、これはさっき言いましたように、台所状況を計る一つの指標でありまして、家のローンが家計に占める割合に例えるならばそういうことになりますけれども、ほかの家より健全、その程度の認識でございます。しかしながら、19年度の決算を見ますと、95.7ということで、残りが4.3%しかありません。この残りのお金はどうなるかといいますと、臨時的支出に充てる余剰といいますか、そういうお金でございますので、この経常収支比率を当然改善していかなければなりません。それにはまず分母である市税とか国の交付税とか、そういう収入を上げるとともに、分子の部分についても行革等で縮減、そのうち充てられた金額を縮減を図って、分子と分母の項目の両方でそういう努力をしていく必要があるかと考えております。

3番（原田孝司君） 今の答弁、やはり重く受けとめなければいけないのだなというふうに思っています。いわゆる財政基盤強化が図られたものではない、さらに、先ほど午前中もありましたように基金の枯渇という問題がある。こういった状況をどういうふうにして乗り越えていくかというこれからの大きな課題があるというふうに感じています。

先ほど述べました報告書の中には、やはり財政構造の硬直化が見られると書いていましたけれども、報告書では、それに続いて、今後においても扶助費等の義務的経費や行政需要の多様化に伴いやっぱり厳しい財政運営が強いられる。そのためにも税源移譲後の市税等の収入を最大限に確保し、重点的かつ効果的な財政運営を図ることが必要だというふうに書いてあるわけでありまして。

私は、ここを読んで大きくやっぱり三つ感じました。

一つ目が、いわゆる経済格差が拡大してきているという社会環境の中で、生活が困窮している家庭の増加で多くの、やっぱり社会的セーフティネットと言われる補助的支援が増大していくだろう。さらに市民ニーズの多様化、いわゆる多岐にわたる社会的整備のために必要経費がかかってくる。つまり出るものはやっぱり出ていく。

二つ目は、今度は入りの部分ですけれども、さっきは財政基盤強化のところにもありましたけれども、税源移譲後では市税の収入を最大限に確保することが重要になってくると思いますけれども、これまでは国が徴収してきて、自治体はお金だけを受け取るといったものが、税源移譲によってその徴収実態が直接歳入額に響いてくる。税源移譲ということでいわゆる徴収実態、責任もやっぱり負担になってくるというのがあるのだろうなというふうに思っています。ここで言うと、以前より一層徴収の成果が問われるようになってきているのだなというふうに感じています。

三つ目は、これまでも多く話されています効果的な財政運用、経費の節減、合理化、い

わゆる行政再生改革だというふうに感じています。定員適正化計画、事務事業の見直し等という、これを早い時期に行うという市長の答弁もありましたけれども、ただ、いろんな方向、例えば先ほど出ましたけれども、再任用職員でという話もありましたけれども、そういったやり方をすれば、いわゆる経費的にはという話になるのでしょうかけれども、やはりまたそれはそれでそこにやっぱり問題がいろいろ出る。次の世代の方々をどういうふうに育てるかという問題も出てきますから、やはりここは私たちも注目していきたいなというふうに感じています。

財政に関して多くの課題があるわけですがけれども、市民の皆さん方は、自治体の将来的な安定というものを当然だというふうに感じていると思います。だからこそ、それを裏切らないためのものをやっぱりつくっていかねばいけないのだなというふうに課題として私自身は受けとめています。

では、これから、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、市財政の見通しというものをちょっとお聞きしたいし、どのように考えられているのでしょうかということになります。

現在、米国発の金融危機をきっかけに、世界的な景気の後退に向かっていると連日報道されています。そして、この大分県もそうなのですけれども、非正規労働者、また派遣労働者の解雇や企業の内定の取り消しなども報道されています。日本では、「バブル経済崩壊後の失われた10年」というような言い方に象徴される経済の低迷期がありました。今始まったと言われるこの現在の景気後退状況は、当分の間続くのではないかという報道もされています。別府市の基幹産業は観光サービスですから、いわゆる景気がよくなければ旅行やレジャーに回すというお金がなかなかできないわけですから、その影響で市税にも大きな影響が出てくるのではないかなというふうに心配しています。これからの市財政の歳入面での見通しをどのように考えられているのかをお聞かせください。

政策推進課長（梅木 武君） これからの市財政の歳入面の見通しはということでございます。これにつきましては、19年度の決算ベースで市税は全体の34.8%、地方交付税は15.3%、この二つで約50%を占めており、また経常一般財源ベースでは、この二つで約9割を占めておりますので、まず税と交付税の見通しについて述べさせていただきます。

まず、市税の見通しでございますけれども、今回、私どもが中期財政計画をつくるに当たりましては、県の市町村振興課から基本的な考えが示されております。全般的な考えとしては、各税目とも20年度税制改正を踏まえて現行制度による見込額を把握することとされております。個別の年度につきましては、ことしの8月に総務省が仮試算をしまして、21年度はマイナス1.5%、そして22年度から24年度については、内閣府がことしの1月に発表した参考値、22年度マイナス1.5%、23年度1.3%、24年度0.0%という数値がそれぞれ示されておりますけれども、これはあくまで日本の全国的なマクロの数字でございますので、私どもは別府市の産業構造等を考えまして、またこれをあくまでも参考にしながら計画をつくっております。まず21年度でございますけれども、21年度は固定資産税、都市計画税の評価替えの年に当たっております。この評価替えに伴いまして、評価の減少に伴いまして固定資産税プラス都市計画税の減少が大きく影響しておりまして、21年度は20年度決算見込みのマイナス2.5%、約3億7,100万円の減収、22年度は微増0.2%でプラス約3,200万円、23年度も同じく微増で0.3%、プラス4,700万円と試算をしております。24年度はまた3年に1回の評価替えの年となっておりますので、マイナス2.2%、3億1,000万円の減収と試算しております。

次に地方交付税、普通交付税ですがけれども、去る8月に総務省が仮試算しました21年

度の地方財政収支におきましては、対前年比3.9%のマイナスとなっております、21年度適用しております。適用して、21年度の交付税は20年度決算見込みからマイナス約2億5,600万としています。22年度以降につきましては、国の経済財政諮問会議での数値は、22年度がマイナス2.6、23年度及び24年度は0.0%としております。なお、23年度は本来国の数字ではプラス1.3%としておりますけれども、交付税が、今国税ももう収入が落ちているという状況から、1.3%の増額見込みが見込めません、見込めないものではないかということで0.0、伸び率ゼロとしています。

それから、国県支出金とか地方債につきましては、中期財政計画の歳出に伴いまして、その特定財源として歳出に連動して数字を計上してございます。

3番(原田孝司君) 今の答弁の中、固定資産税は3年ごとの評価替えに伴う評価減というのが見込まれるという話でありましたが、いわゆる逆にいうと市民税、法人税等は見通しがなかなかできないという話だと思います。ただ、やっぱりちょっと気になるのは、今答弁の中にありました経済財政諮問会議の中でのいわゆる内閣府の資料なのですが、この資料を見て数値を見て思ったのですが、やはり景気の回復が相当おくれるという中で試算になっているというところがあるわけでありまして。ただ、もちろんもしかしたら延びるかもしれないということで、23年度はプラス1.3というのがもうゼロにしているというところがあるのですが、いずれにしても遠くない時期にこれ、景気が回復するのだという見込みの中での数字になっている。本当にそうであればいいのですが、逆にこの景気というのがさらに後退するような状況になったらどうなっていくのだろうというやっぱり不安はずっと感じるわけでありまして。その中で行財政改革という話になっていくのでしょうかけれども、厳しい財政状況の中でも、これまでも組織改編や人員削減で対応してきた部分というのはあると思うのですが、言い方は、これは誤解もあるかもしれませんが、そういった対応もやっぱり遠くない将来に限度が来ると思いますか、現在でも職員の皆さんを見ると、人員削減の中、皆さん方はやっぱり疲れているなというようなこと、大変だなというふうに感じています。

行財政改革の最たるものは、いわゆる公共サービスの切り詰めになっていくのかなというふうに思っておるわけでありまして。公共サービスの切り詰めには、私は基本的に反対であります。ただ、破綻して次世代に負担を残すのは、もっと反対なわけでありまして。新たな行財政改革というのが、やっぱり策定に入るのでしょうけれども、今最も重要なことは、やっぱり市民に別府市の財政状況を知ってもらうことなのだなというふうに私自身は感じています。

先月、実は東京で自治体議員を対象にした研修会に、同僚の加藤議員と一緒に参加してきました。その会場には野口議員さんもお見えになっていて、それぞれ研修の分科会は違っていたのですが、私自身、この会で多くのことを学びました。特に多くのことを学んだ一つが、やっぱり夕張市の財政破綻のこと。どうして財政破綻に至ったかという学習会もあったのですが、その中で一番大事なことは、夕張市は負債のある部分を一時借入金、会計整理期間中に一時借入金をやって、そしてまたその債務を特別会計の方に飛ばすというやり方でしたけれども、それをやっぱりなかなか議員そしてまた市民も見抜けなかった。信頼の中で信頼が損なわれたということが、一番大きなところではないかなというふうに思っています。これに関しては、多くの報道や関係書籍が出ています。そして、その中で市民の声というのが共通しているのは、市民税の増大、いろんな公共サービスが廃止だけでなく希望がなくなったということです。もちろん市当局やそれを見抜けなかった議会に裏切られた気持ちだという声もあったようです。

私は、浜田市長が先頭になって不正のない健全な市政をやっていると私自身は信じています。これから多くの自治体の財政、この別府だけではなくてすべての全国の財政、やっ

ぱり厳しい状況にますますなっていくのではないかなと思いますが、その中で常に真実を明らかにしながら、いわゆる職員や市民の方々に協力を求めていくことということが大切なのだなというふうに思っています。そのことをお願いして、この項の質問を終わります。

続きまして、来年度の予算編成方針についてお尋ねします。

また、これも漠然とした質問になって申しわけないのですが、先ほど質問しました別府市の財政状況と課題を踏まえて、どのように予算編成に臨んでいるのかを、まず全体的な編成方針をお尋ねいたします。

政策推進課長（梅木 武君） 21年度の全体的な予算編成方針ということでございます。この11月ですか、各課を集めて説明会を開催しました。この中で中期財政計画の計画を各課に示しまして、私が説明しました。結論からいうと、要はこの4年間は厳しいのですよ、こういうことで、その厳しい内容を皆さんに認識していただいて、ついては、21年度予算についてはこういうことを心がけていただきたいという、今、概略説明しましたけれども、内容としましては、今、議員おっしゃったように、今の日本経済も金融危機から来る100年に1度の未曾有の経済危機と言われております。こうした中で歳入面では市税の増収が余り期待できない、交付税についても動向が不透明。こういう中で、一方歳出面では少子・高齢化の進展に伴いまして、医療費や福祉関連を中心とした扶助費の増加傾向、さらには藤ヶ谷清掃センターの更新事業の本格化に伴う広域圏の負担金の大幅な増加が見込まれるということで、今後も厳しい財政運営が予想される。ついては、引き続き改革に一層の推進を図って歳入の確保と歳出の抑制に努めて、より効率的・効果的な行財政運営を心がけていただきたいとした上で、具体的には一時経費、これは通常の事務所要経費等でございますけれども、需用費、役務費、工事請負費等を中心に一般財源ベースで概算要求額——これは実施計画に提示された数字ですけれども——のおおむねマイナス5%、さらに2次経費——これは政策的経費でございますけれども——の要求基準、あくまで要求基準でございますけれども、これについても対前年比でマイナス10%のシーリングを設定している状況でございます。

3番（原田孝司君） 今の答弁の中には扶助費の増加傾向、また藤ヶ谷清掃センターの負担金という話の中で、1次経費にはマイナス5%シーリング、2次経費についてはマイナス10%シーリングという厳しい要求基準で臨んでいるということでありました。そのためには、やっぱり効率的・効果的な行財政運営の進め方というのは重要なのだなと思いつながら、後の質問で再度その分についてはお尋ねしたいと思ひ、今度は、そうなるといういわゆる社会的に弱い立場の方々への施策が削られてくるのではないかという不安もあるので、その社会的弱い立場の方々の配慮というのをお尋ねしたいと思ひます。来年度の予算編成について、そういった配慮をどのように考えられているのでしょうか。

民生費の中で、この報告書から見ると、民生費の中で生活扶助費は人件費を除いて18年度が64億円だったものが、19年度は60億円と4億円近くが減少しています。その分、市の持ち出し分も減少しています。もちろん出るものが少なくなったと喜ぶ反面、他の自治体で、極端に言えば生活保護の申請を拒否しているというような事例もありましたけれども、別府はそういうふうになっているのではないかという心配にもなったのですけれども、その説明もあわせてお願いします。

福祉保健部長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

議員さんが今言われましたように、昨年度は、生活保護費が減少した主な要因といたしますのは、医療扶助費にあります。これは厚生医療の対象であります人工透析医療について、これまでは生活保護の医療扶助費により給付をしておりました。これを社保を優先で、原則どおり厚生医療の給付を優先したことにより、前年比較で生活保護費全体が減少したものであります。

3番（原田孝司君） 市民の方々がよく言われることの一つに、いわゆる別府市は生活保護の家庭が多いなということが上げられます。皆さん方もよく耳にするのではないかなと思いますが、そういった話の後には、「生活保護をもらっておきながらいい生活をしている」とか、中には「パチンコ屋に行っている」なんていう尾ひれもつけられて話されることがよくあります。いわゆる憲法で保障された最低限の生活保障に基づく施策であっても、そういった方たちだけではなくて、すべての世帯の生活が一層苦しくなっている中で、いわゆる保護を受けている家庭に対して感情的に、周りの方々はなかなかやっぱり理解されにくいのだろうな、そういったような時代になっているのだろうなということも感じるわけであります。ただ、実際に担当課に生活保護家庭の状況をお尋ねすると、他の自治体に比べてやっぱり生活保護家庭数が多いというのは間違いのない状況のような気がします。

ただ、答弁で説明がありましたように、いわゆる生活保護費の減少の医療費にかかる分が大きく左右していることですから、ひとつちょっと安心した分があるのですけれども、先ほども言いましたけれども、これから全国的な経済状況の中、生活に困窮してくる方は間違いなくやっぱりふえてくるだろうなというふうに思います。そして生活に本当に困っている、困窮されている方、また高齢者の方、障がいを持った方、乳幼児、多くの方々に必要な配慮をやっぱり制限したり打ち切るようなことが起きるのではないかなと心配しております。扶助費に計上される事業の中には、いわゆる国の法律で決められているものが多くありますから、それを多く削るということになりませんから、そうすると、予算編成においては市の単独事業やいわゆる人件費を含めた経費の圧縮ということが求められるのではないかなと思うのですけれども、こういった景気状況だからこそ社会的なセーフティネットというのがやっぱり重要だと私自身は感じています。そして、そういった方々の、市民に会って相談を受ける窓口はやっぱり市の職員の方が、そこを削っていくと、やっぱり総体的にそういったように生活に困っている人が本当に困ってくる状況になってくる。先ほどから、いわゆる財政が厳しい中で、一方では行財政改革を進めなければいかんと言いながら、また片方ではそういった方々の配慮も十分やってほしいという、いわゆる矛盾する部分も私自身発言しているのは、やっぱり自分でも自覚しているのですけれども、その方をやっぱり両立させていただきたいという気持ちの願いとともに、やっぱり一緒に考えていかなければいけないなという気持ちで発言しています。そうなってくるとやっぱりこれからの予算編成、また職員の方々に無理をお願いする部分もあるかもしれませんけれども、ぜひ社会的弱者に対する配慮というのをやっぱり忘れないでいただきたいというふうに思っています。

続いて、教育関係予算の方針について質問していきます。

教育予算については、自分自身もちょっと教育関係に携わった関係で、具体的な質問をちょっとさせていただきたいと思っておりますけれども、教育関係では人の配置と、これまでも議会で取り上げられています耐震化工事の2点についての方針をお尋ねしたいというふうに思います。

まず、人の配置という点でありますけれども、私自身、2年前までそうだったのですけれども、教育現場で取り組まれている、働いている方、やっぱり教育委員会の一番の願いは今何かと尋ねますと、間違いなく「人の配置」と私は答えるというふうに考えています。もちろんそのほかにも図書費とか、いろんな面でやっぱり大事なものはたくさんあるわけです。まず何を今求めているか。それはもう人の配置にほかならないというふうに思っているわけであります。それは学校の中に多動の子がいたり、また日本語の話せない子どももいる。実にさまざまな子が学んでいます。先生方は一生懸命取り組んでいるわけです。近ごろ、精神的に参ってきている方々も本当に多くなっています。メンタルヘルスということに関しては、またいつかの機会でのこの議場で質問させていただきたいなというふうに

思っているのですけれども、このような状況の中、一人でも多くの配置をしてほしいとみんな願っているわけであります。今年度、これまでもですけれども、いきいきプラン事業の中で23人目の人的配置がなされていました。児童・生徒の支援に大いに助かっていると私自身聞いています。来年度の教育予算編成についてさらに充実した予算編成をお願いしたいと思っているのですけれども、この人の配置についてどのような方向で取り組まれているのでしょうか。

教育次長（安波照夫君） お答えさせていただきます。

御指摘のいきいきプランの事業につきましては、児童・生徒の支援活動に大いに役立っているというふうに、学校側からも強い要望があります。いきいきプランの非常勤の職員でありますけれども、現在23名、これはぜひ確保したいなというふうに思っています。それから、1人当たりの勤務時間数についても、ふやす方向で今予算要求をしているところでございます。

3番（原田孝司君） 来年度は1人当たり147時間ふやす方向で考えているということなのですけれども、これはやっぱりありがたいなというふうにみんな思うと思います。これまで9時ぐらいにお見えになって3時ぐらいになったら帰られるのですよね。子どもがまだ学習していても勤務時間の関係で帰られるという話になっています。中にはやっぱりそのことを気の毒がって、「無理せんでいいよ」と言うのに、やっぱり残っている人も結構いたのですよね、実際は。そういった方々への配慮ができていたのはありがたいなというふうに思っていますが、いわゆる現場の声というのは、もっと言わせてもらえば、さらなる人の配置をお願いしたいというふうに思っていると思います。

私は、原田自身は、このいきいきプランが今一番の教育施策とも言えると思っているので、そういうふうに言うわけであります。例えば授業をして、私は理科の専科もしていたことがあるのですけれども、さっき穴井議員さんも言われていましたけれども、理科の授業の準備なんというのは、やっぱり学級単位でなかなか難しいのですよね。そういった方々を配置しながらすると、子どもたちが、理数系が今、なかなか理科や算数を嫌いになる子が多いと言われておりますけれども、そういったことで解決していかねば、解決できないのではないかなというふうに思っています。

続いて、施設整備の耐震化工事についての方針を伺います。

これまでも議会で多くの方々が指摘されましたし、いわゆる補助金の拡大という国の方針が示されましたから、できる限りやっていきたいというような答弁がこれまでもありましたけれども、来年度、またそれ以降もどのように取り組むというふうにお考えでしょうか。

教育次長（安波照夫君） お答えいたします。

中国の四川省の大地震を受けまして、地震の防災対策特別措置法が22、23年度というふうに補助金のかさ上げもされております。従来の耐震補強と大規模改造という方法を若干見直しまして、耐震補強を早急にやる必要があるという計画に変更されております。次年度よりは、地震で倒壊のおそれがあると言われております10棟につきましては、補助率のかさ上げの期間22年度までに耐震化を図りたい、残りの部分につきましても、27年度までには耐震化率100%を目指したいというような方向性を持っております。

3番（原田孝司君） 今の答弁の中で重ねてお聞きしますが、いわゆる安心で安全な教育環境の整備ということで、いわゆる校舎等の耐震化を優先的に進めるというお答えですけれども、これは通常の予算における施設整備費に要する経費というのが毎年それぞれあります、それを圧迫しないで整備を行うと解釈していいのでしょうか。

教育次長（安波照夫君） お答えいたします。

これまでも「一般整備予算」という言い方をしますけれども、一般整備予算と耐震大規

模改造につきましては区別して予算要求を行っております。次年度におきましても、一般施設整備予算に影響が出ないように配慮したいというふうに思っています。

それから、教育委員会としましては、財政が非常に厳しい状況ではございますが、子どもたちへの必要な教育環境を整えるということは私たちの使命であり、いわば未来への投資だろうというふうに思っています。ぜひこういうことを考慮しながら積極的な財政の確保に努めていきたいというふうに思っています。

3番（原田孝司君） 今の答弁は、よく理解できました。また、耐震化を優先するというに伴い、それまで考えていた大規模改修がおくれることもある。でも、その緊急性からいってそれはよく理解できますし、27年までに耐震化をやっていく、それ以降についても、そのときまた改めて大規模改修という計画が出てくると思うのですけれども、その取り組みをお願いして、この項の質問を終わりたいというふうに思います。

続いて、市の財政の行財政改革についてなのですが、午前中の答弁もお聞きしながら、私自身もうちょっとやっぱり考えなければいけない部分があるなというふうに思いましたので、今回この質問についてはカットさせていただきたいというふうに思います。

続いて、国民健康保険についてお聞きしたいというふうに思います。

最近、マスコミ等で国保加入者の滞納の問題、そして1年以上滞納している世帯に対して保険証の返還と資格証の交付を取り上げています。また最近では、保険証がないいわゆる無保険状態の子どもたちについての問題が報道されています。この問題についてお聞きするのでありますが、まず、その前提となる別府市の国保税の収納率について、市議会でもたびたび取り上げられていますが、いわゆる収納率が低いと言われているその要因といわゆる解決策についてどのように考えられているのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

収納率が低い原因といたしましては、いろいろな要因が考えられるわけでございますが、まず国保制度そのものに原因があるのかなというふうに感じております。国保制度というのが、相互扶助に基づく医療保険制度で成り立っており、所得税や住民税のように所得の低い人、例えば非課税制度というようなものがないというようなことがございます。それと、所得ゼロの人の場合でも1世帯当たり最低1人世帯で2万100円という国保税が賦課され、人数がふえますと、当然その分負担がふえてくるわけでございまして、こういうことから全国的に国保税の収納率が低い要因になっているのではないかとというふうに考えております。

それから2点目に、これは全国的な統計資料によるものでございますが、かつては国保税の加入者というのは、7割を占めていたのは、いわゆる農林漁業、それから自営業の割合が7割ぐらいいたわけですが、現在その割合が2割以下に減っているような状態です。それから、今まで1割に満たなかった無職の人の割合が加入世帯の半数を占めるような状況になっております。それからまた、そのほかといたしまして非正規雇用、こういう人の被保険者の割合というのが全体の4分の1ぐらいを占めるような、こういう例を挙げますと、国保の加入者の中には低所得者層の加入割合が非常に高いというような分析結果が出されております。

これは別府市の国保においても同様の症状があらわれておりまして、加入者、高齢者率が高い、それから低所得者が多い。それから医療機関数が多い、こういうことがデータ上でもあらわれております。特に低所得者に占める割合は、国保の被保険者の中で全体の過半数をはるかに超えるような、2分の1を超えるような高い低所得者層となっております。こういうことから、国保の収納率が低い原因になっているのではないかとというふうに考えております。

また、高齢者率が高いこと、それから医療機関が多いと、どうしても医療費にかかる費用というのが多くなってまいります。そうなりますと、また医療費を補うために国保税を上げないと悪い、こういう悪循環の繰り返しといたしますが、こういうものに現状ではなっております。

以上申し上げましたような内容から、国保税の収納率が低い要因としてはいろいろな要因が考えられるのではないかと考えております。ただ、これに対する打開策といたしましては、基本的に医療費をだれが負担するのかという、この基本的な問題を考え直さない限り打開策というようなものはないのではないかと考えております。ただ、現在、国においてこれは外添厚労大臣の私案というような形でございますが、国保制度と後期高齢者医療制度を市町村が運営するのではなく「県民健康保険」というような形で合体した、再編した医療制度というものを今検討しているようでございまして、1年をかけてこれを検討するというようなことも情報として流れておりますので、このあたりの状況を見守っていかなければならないというふうに考えております。

それと同時に、別府市といたしましても、現行、国民健康保険制度の中で収納率の向上、具体的に申し上げますと、きめ細かな納税相談、それから口座振り替えの奨励などによって収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

3番（原田孝司君） 制度設計からやっぱり根本的に考えていかないとなかなか難しいのかなというふうに思っているのですけれども、現場で徴収に当たっている方は大変だと思いますけれども、また頑張ってくださいなというふうに思っています。

では次に、別府市におけるいわゆる滞納している方に対しての資格証と短期保険証の交付についてどんな運用をしているのかという説明をお願いします。

保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

資格証の交付につきましては、国民健康保険法の規定により、特別な事情がないにもかかわらず過去1年間税が納付されず、納税協議にも応じていただけない世帯を対象としております。こういう方が病院にかかった場合は、原則10割を自己負担することになります。その後、後で7割分を返還請求をするというような形になっております。

一方、短期保険証につきましては、特別な有効期間というのを設けるというようなことを国民健康保険法の中で規定いたしているところでございまして、市といたしましても、この国民健康保険法の規定を受けまして、具体的に市の要綱というものを定めて、これによって運用しているわけでございます。具体的に申し上げますと、滞納していても分納している世帯や、税が納付されなくても納税協議に応じた世帯につきましては短期証を交付する。それから1年以上にわたって税が全く納付されず、納税協議の呼びかけにも応じない世帯に対しましては資格証を交付しているのが実情でございます。

3番（原田孝司君） その方法はわかったのですけれども、県が発表した県下の自治体の資格証の交付件数を見ると、県内の他の自治体に比べて別府市の交付件数がとても少ないというのを感じています。例えば大分市は、別府市の3倍近くの世帯があるのですけれども、やっぱり滞納世帯はほぼ同数、これから見てやっぱり別府市は滞納世帯が多いのだなというふうにわかるのですが、資格証の発行となると大分市の10%ぐらいしかありません。大分市や杵築市のように滞納世帯に占める資格証の交付を受けている世帯が40%を超している自治体もあれば、別府や日田、臼杵、竹田、豊後高田市、国東、日出町もそうなのですけれども、10%以下なのですよね。豊後高田市や九重町、姫島村に至っては、滞納世帯があるにもかかわらず交付世帯ゼロという自治体もあるのですけれども、別府市がそういうふうに資格証の交付件数が少ないというのは、どういった理由からなのでしょう、説明をお願いします。

保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

別府市の国保において資格証の件数が少ない理由といたしましては、市として基本的に資格証を交付する目的は、被保険者の受診機会を制限するものではなく、あくまでも納税協議に応じていただくための手段の一つであるという考え方に立ちまして、受診を希望する人については、納税相談を実施した上で、例え税が納付されなくてもその場で短期保険証に切りかえて交付しているため、資格証の交付は少なくなっているというような状況でございます。

これに対しまして、資格証の交付件数が多い市町村は、税を納付するというこの条件、資格証の条件ですね、1年以上納付されなかった場合に資格証になるわけですが、それを資格証から短期証に切りかえるときの条件として、税を納付していただくというのが一つの条件でございますが、これを厳しく適用しているために資格証の件数が増えているのではないかと、このように考えているところでございます。

3番（原田孝司君） それから話を聞くと、やっぱり納税協議というのを大事にしているという、いわゆる市民の方々が生活に困っている中で、少なくともやっぱり、ぼんと打ち切るのではなくて、納税協議の中で少しずつでもという話をされて、現場の方々がやっぱり努力されているのだなというふうに思っています。

それから、さらに今回、無保険状態にある子どもたちの救済について。厚生労働省、国会の方でもそういった話にもなっているようですけれども、今、無保険状態の子どもの状況について、別府市の対応についてお聞かせください。

保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

今回、国から示された通知によりますと、資格証を交付する世帯で子どもが医療を受ける必要が生じ、医療費を全額支払えないとの申し出があった場合、国保税を払えない特別な事情に準じた扱いで緊急的な対応として、速やかに短期保険証の交付に努めることとなっております。その中で運用面で資格証の取り扱いについて、こういうことに留意しながら運用してほしいというような内容が主な内容でございます。しかしながら、その通知の中で、同じ通知の中で、収納率の向上は国保運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については従来どおり厳正に対応するよう指示されているため、ある意味では相反する内容というのが二つの指示事項といえますが、通知が同じ文面の中に来ているわけでございます。そのために被保険者の受診機会を抑制しないということに重点を置くか、もしくは収納率の向上ということに重点を置くかによって、各市町村の対応がばらばらになったのではないかとこのように考えております。こういう対応につきまして、最近の新聞報道では、資格証の交付世帯の子どもを対象として一律に保険証を交付している市町村があるわけですが、こういう事態について厚労省の方から、国民健康保険法に違反する疑いがある、納税者間の不公平感を招き、滞納者のモラルハザードを引き起こす可能性があるとの、こういう指摘もなされております。その後、国は無保険の子どもに対する取り扱いといたしまして、市町村ごとにはばらつきが生じているという事態・問題の対応策といたしまして、今国会で法改正をするというようなことが報道されております。

別府市といたしましては、先ほど申し上げましたように、資格証世帯でも納税協議に応じていただいた場合、被保険者の受診機会を制限することのないように配慮し、子どもだけではなく世帯全員の人を対象とした短期保険証に切りかえた保険証を一応交付しているため、資格証世帯が極端に少なくなっているというのが実情でございます。また、今後の対応につきましては、現在調査した結果、5世帯の、議員さんが言われたように無保険の状態の子どもさんがいたわけなのですけれども、この子どもさんに対しまして、私どもで独自に調査いたしまして、5人ではなくて5世帯ですが、5世帯のうち3世帯につきましては、独自に調査した結果、その子どもさんの保護者の社会保険の被扶養に入っていたということが判明いたしまして、事実上、今残っているのは2世帯でございます、無保険の

状態の被保険者は。こういう方につきましても、今後接触等を極力試みまして、今連絡をとっているところですのでけれども、まだ応答はないのですが、連絡をとっているところですので、こういうできるだけ無保険の状態のないような形で対応していきたいというふうに考えております。

3番（原田孝司君）あと残り2世帯の子が無保険状態にあるということですから、また早急に対応をお願いしたいというふうに思っています。

今説明があったように、大分市と中津市、そして日田市という話も聞くのですけれども、滞納世帯の子どもたちに限って一律に短期保険証を交付しようとしている。ただ別府については、やっぱり納税協議というのを大事にしながら、それでも受診機会を制限することのないように、病気になったらすぐに病院に行けるような体制をつくりながら進めていきたいという回答だったと思います。これについてどんな方法がいいかというのを、本当にやっぱり私自身も迷いました、迷っています。私自身も一度小学校の教員をしているときに、やっぱりこの問題に出会ったことがあるのです。5年生を担当していたとき、キャンプに行くとき、キャンプとか校外授業に行くとき、もしものために保険証のコピーを持ってきて、病気になったらすぐ連れていけるようにするのはですけども、やっぱりその中で持ってこない子がいて、学級担任というのは給食費や学級費の徴収などから大体の家庭の経済状況というのがやっぱり把握できる部分がありますから、もしかしたら滞納して保険証がないのかなと思って尋ねると、案の定そうだったのです。一緒にいろいろ保護者の方に話しながら、結局は私も一緒に市役所の方に行きまして、「キャンプがありますので、ぜひお願いします」と言いながら、その保護者の方々も「少しずつ払っていきますから」という中で短期保険証を発行してもらったことが実はあるのです。ただ、次の年、6年生になって今度は修学旅行がありまして、同じような状況になったら、やっぱり保険がない状況に戻っていました。極端に言いますと、大分市や中津市のことを批判するのではないのですけれども、一律に短期保険証を交付しても、その期間が終了した後にまた同じことを繰り返すというケースがやっぱりあるのかな。そうなったとき、一律に交付するということは根本的な解決にならないのではないかなと私自身実は思っていて、いわゆる別府市のように親身に納税協議というのが大事なのではないかなというふうに感じています。

だから厚生労働省、さっき答弁にもありましたけれども、納税社会の不公平感を招き、という話になると、また別の理由だと思うのですけれども、私自身は、無保険の子どものために、やはり別府市は納税協議というのを大事にしながらこれからも進めていただきたいというお願いであります。

この件についてはほかの議員さん方も質問項目に上げていますから、それぞれの議員さん方、いろんな考えがあると思うので、どうしたことがいいかというのは、まだ協議すればもっといい方法が見つかるかもしれないし、また国の方で与野党がこの救済法案の成立に向けて動き出した。そうすると、また国の施策としての位置づけができますから、見守っていききたいなというふうに思っています。

それから、続いて高齢者医療制度の滞納状況についてお聞きするつもりだったのですけれども、ちょっと時間がなくなってきたので、担当課の課長に聞くと、やっぱり始まったばかりの後期高齢者医療制度においても滞納状況がすでに起きつつあると。こうなると国保と同じ状況にまたなる、もう間違いなくなる。スタートする前からこれもある程度予想できたと思うのですけれども、今なら滞納額も、始まったばかりですから、まだそんなにならない。これからもっともっと滞納がたまっていく。だからこそ今、積極的に取り組んでいただいて、少しでも今のうち解決しておかなければいけないというふうに思っています。そうでないと、また1年後に保険証の回収等という話も出てきますから、問題がまだ大きく、すでに大きいといったら大きいのですけれども、まだこれ以上大きくならないう

ちの手だてというものをぜひお願いして、全体の質問を終わりたいと思います。すみません、答弁の時間をいただきませんでしたけれども……。

14番（平野文活君） 通告に従って、質問をさせていただきます。

まず、ポートピア計画の問題です。

亀川のある町内会の役員の方から手紙をいただきました。そこにはこう書いてありました。「競輪場にポートの場外船券の発売所をつくるという動きがある。市長も了解しているという話だが、本当でしょうか」、こういうふうに書いてありました。率直にそういう事実があるのか。あるとすれば、設置業者はどこで、どこの競艇場の船券から依頼をされているのか。市の対応等について説明をしていただきたいと思います。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

今の競輪場にポートピア計画があるのは本当かという御質問だと思います。これにつきましては、若干の経過もございますので、まずその説明からさせていただきますと思います。

初めに、この場外船券売り場につきましては、その施行者でございます長崎県の大村市さんの方から、話を聞いてほしいという要望がございました。これは別府市といたしましても、同じ公営企業、公営事業を行っている事業主体であるということから、自治体からの要望ということもございましたので、一応私の方がこの内容については政策的な課題ということでお受けさせていただきました。

この中では、相手市さんには当然この場外の船券売り場につきましては、国の許可基準の中で市民の同意、それから議会からの反対がないこと等の制約もございます。これについて、それとあわせて別府市の競輪事業への影響等もございますので、「これらについては慎重に対応させていただきます」ということで相手市さんにはお話をさせていただいた次第でございます。

また、その後、別府市といたしましても、これは9月ごろでございますので、国体の関係がありまして、今日までほとんど相手市さんとは接触がなかったということでございます。ただし、一度地元の説明会に行きたいというお話は確かにございました。この時点で私どもが、この地元の説明会については、国の許可基準の一つでもございますし、これは設置者の考えで実施をしたいという考えでございますので、私の方が進言したものではありませんということでございます。

それと、先ほど、これは市長が同意したのではないかということで、その手紙の内容にあったようでございますけれども、一応私どもも地元の町内会、これはたしか4町内というふうに聞いてございますけれども、その中で市長がこの設置に同意したといったことの内容の話はなかったというふうにお聞きしてございます。

以上、簡単ですけれども、御説明にかえさせていただきます。

14番（平野文活君） 市長が了解しているというのは、住民の皆さんの、この手紙の主の誤解だということでもありますから、それはいいというふうには思いますが、今後、だからどうするのかということなのですね。この手紙に基づいて何人かの方とお話ししましたけれども、大分市でも10年がかりでこのトラブルがずっと続いていましたね。最終的には住民の反対が多いということで断念をされた、そういうふうなこともありますし、もし本気で場外売り場をつくらうというような動きになるならば、地元のこれは有志でしょうけれども、反対運動も辞さないというようなことも言われております。ですから、9月ぐらいに話があったということですから、地元の説明会というのもしたという話ですから、大体そこら辺の地元の空気などというのは市としてもつかんでおられると思うのですが、もうそろそろ年が明けるわけですけれども、先方に市としてのイエスなのかノーなのか返事をせんと悪いのではないですか。そこら辺はどう考えていますか。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただいまの御質問でございます。これにつきましては、長崎県の大村市さんの方から先日お見えになったときに、今、議会という問題がございますので、この議会終了後、別府市もいろんな状況等を踏まえる中で大村市さんともう一回協議いたしましようということでお話はさせていただいております。

14番（平野文活君） いや、ですから、その協議をする、大村市さんともう一回協議をするというのであれば、別府市としての対応といいますか、見解を持っていかないと、臨まないと、ただ話を聞くというのなら、あなた、9月のときと一緒にではないですか。そのところはどのようなのですか。

企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

先ほども言いましたように、別府市におけるいわゆる競輪事業への影響、それから相手市さんの意向等も再度ちょっと確認をさせていただきたい部分もございますので、それらを踏まえる中で、私の一存で最終決定というわけにはいきませんが、そういったことで相手市さんと協議をしたいという考えでございます。それは議会の終了後、年内にはなるべくお会いしたいなというふうに考えてございます。

14番（平野文活君） 先ほど言いましたように、地元としては、そういう計画が本当だろうか、どうだろうか、市の対応次第では運動を始めなければいかんというようなことも言われております。このポートピア計画の設置をするためには地元の同意、市長の同意もさることながら地元の同意というの也要るのですよね、ですから、大分市はあれだけめめたわけですから。地元に対立運動云々というような、何といいますか、迷惑をかけるまでもなく、もうすでに説明会をやられているわけですから、年内に相手さんと協議するという際に、ぜひ市長の方から、別府市としてはお受けできないということをはっきり断られた方が、ずるずるいかんでいいのではないかな、こう思うのですけれども、いかがですかね。

企画部長（亀山 勇君） お答えいたします。

先ほどもお話をいたしましたように、私の一存で答えるというわけにはいきませんが、いずれにいたしましても、相手市さんと話し合う中で結論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

14番（平野文活君） では、もうイエスもノーも態度を決めないまま協議に入るというようなことのございますから、ちょっと私は、もう地元のかかりの方々、自治会の会議なんかで、「やっぱりこれは同意できん」というような意見を出しているというふうに聞いています。それが違うのであれば、またなんですが、市長の同意というの也要るわけですから、市長の段階で地元賛否を問うというようなことをせんでもいいのではないか、市長の段階でお断りしたらどうかなと思って質問しているわけですが、そういう答弁がなされませんので、もうそういう先ほどの部長の答弁をそのまま地元の方にお知らせするというのでいいでしょうか。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

公営競技そのものが、今、経営状況が全国的に大変厳しい状況にあるということは大変認識をいたしております。ただ、大村市も競艇事業をやっておりまして、同じ市から今回別府市に説明があったということで、その報告は企画部長から受けました。私としては、就任以来、一貫して私は「市民の目線に立った市民政治の実現」ということを掲げていますから、市政をそういう形で取り組んでまいりました。今回の場合も、私は市民とまた議会の考え方をやはり最優先したいという思いを持っております。そういう意味では近隣自治体への影響とか、また競輪事業、その運営に及ぼす影響、そういったものをさまざまな角度から総合的に検討して、そして判断をするということで現状は考えております。

14番（平野文活君） はい、では今の答弁は、地元にお知らせをさせていただきます。では、次に移りたいと思います。金融危機への対応についてでございますが、1番議員が若干触れられましたので、ダブらないようにしたいというふうに思います。

この618業種以外で、農業者に対してはこの制度が使えないということなのですね。どういう業者が排除されているのかお知らせ願いたいことと、そういう業者も経営が困難に陥っている方には変わりはないのですね。ですから、現在ある市の制度融資をもっと使いやすく、今の緊急事態にふさわしく改善したらどうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

答弁の前に、ちょっと訂正をさせていただきたいと存じます。

1番議員さんの質問の中にもありました。今、平野議員さんからもありましたけれども、「618業種」、先ほど確認できたのですが、あと80業種追加をされまして、「698業種」になってございます。議長にお願いをいたします。訂正をよろしくお願い申し上げます。

副議長（萩野忠好君） はい。訂正をいたします。

商工課長（永井正之君） 御質問の内容でございますが、特にこの六百……、今度ふえまして698業種の中で該当しない業種、どういうものがあるか。国は、全業種のうち3分の2は網羅できたというふうに言っております。特に別府市内の業種で見ますと、どういうわけかスナック、料亭、バー、ナイトクラブ、こういうものが該当しません。居酒屋は該当するのですね。ここのところがちょっとよくわからないのですが、（笑声）そういうものでございます。

もう一つ御質問の、別府市の制度融資を緩和できないかという御質問でございます。別府市の制度融資では、当然あの業種を限定しているわけではございません。セーフティネット保証は別枠で借り入れできる制度でございますので、該当しない業種の方でも通常の融資の相談はぜひお受けしたいと考えてございます。

ただ、金融機関の審査また保証協会の保証、そういう問題がございます。市独自で緩和というのは現時点では大変難しいと考えてございますので、そういう関係機関と十分協議をさせていただきたいと思っております。

14番（平野文活君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点。11月に金融庁が、「金融検査マニュアル」の別冊というのを出したのですね。それによりますと、現在融資を受けている融資条件、今の経済状況が厳しくなる中で、その融資条件を変更できる。例えば5年返済を2年延ばすとかというようなことらしいのですが、そういうこの別冊の趣旨が、金融機関にきちんと徹底しているのか、あるいは利用している業者にも周知徹底できているか、そこら辺が問題だというふうに思いますので、ぜひ金融機関に対しては、別府市としてもこういうふうになっておりますので、よろしくというような申し入れをしていただきたいと思いますし、業者に対しては周知徹底していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

議員の御指摘をいただきまして、「金融検査マニュアル・別冊」を読ませていただきました。その存在自体を私は知りませんでした。大変申しわけございません。このマニュアルは一言で言いますと、金融機関を監督する金融庁が各金融機関の金融検査時に使用する検査官のための手引書のようなものでございます。ですから、地方自治体を取り扱う事務の範疇ではございませんけれども、内容を見ますと、借り手側となる中小企業の皆様方の資金調達にとっては大変参考になるものとなっております。今後は商工会議所等と連携しまして、市内の中小企業の皆さんにぜひ読んでいただけるよう周知に努めたいと思

っております。

14番(平野文活君) よろしく申し上げます。

もう1点。リストラが非常に進んでいるわけですが、リストラされた方の支援策について、先ほど窓口をつくるというお話がございましたが、寮を出なければいかんようになった、再就職もなかなかないというようなことで、この年末、ホームレスになるような、そんな事態は別府市民の中から出してはならんと私は思うのです。ですから、この窓口で具体的な支援といいますか、相談にぜひ乗ってほしい。例えば、生活資金を貸与するような、そういう制度がありますね。こういう制度をきちんと紹介をしてあげるとか、そういったことを含めてぜひ。この窓口は一体どこなのですかね、窓口では職員の皆さんにそういう点をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

まだ窓口をつくるというのは決めてございません。県、また関係機関と協議をさせていただきたい、そういうふうに答弁をさせていただきます。

議員さんがおっしゃるように市の方で、これ、労働金庫が窓口でございますけれども、労働者生活安定資金貸付制度がございます。金額的には低額なわけですが、この融資制度をぜひ御利用いただけるように周知したいと思います。

また、別府市の全体の融資制度、これは融資利率が1.8%です。これは県内で最低の利率でございます。これをずっと堅持しながら、今後とも中小企業の皆さんの支援に全面的に向かっていきたいと考えてございます。

14番(平野文活君) はい、よろしく申し上げます。

それでは、次にいきます。ワーキングプアを生まないためのものですが、一つは公共工事の問題で質問をさせていただきます。

当然、発注のときの積算に人件費の積算というのがあるというふうに思いますが、実際入札で決まるわけですね。余りにもその競争が激しくて低価格の入札になった場合に、手抜き工事になったり、あるいは下請や現場労働者の賃金にしわ寄せするというようなことがあってはいけないというふうに思うわけですが、そこら辺の歯どめがどうなっているかということ、まず最初にお聞きしたいと思います。

契約検査課長(藤内宣幸君) 歯どめという御質問でございますけれども、まず公共工事の総合評価の落札方式の取り組みを答弁させていただきたいというふうに考えております。

平成11年の地方自治法の施行令の改正によりまして、価格競争だけによらない落札方式、今、議員さんがおっしゃってまいりましたいわゆる低価格競争に対応する落札方式でございますけれども、いわゆる総合評価落札方式の導入がなされました。公共工事につきましては、公共投資の大幅な減少によりまして競争が激化して、過度の低価格の入札、いわゆるダンピング受注が急増いたしました。そのことが不良工事の発生などにつながるおそれのある憂慮すべき事態となったことから、地方自治法とは別に平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が新たに制定されました。その法律の第3条第2項の後段に、次のように規定をされております。「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されております。この条項が、建設工事におきます総合評価落札方式を規定した条文であり、根拠法令となっております。

14番(平野文活君) そういう方式を県下ではどういうふうな導入状況なのか、別府市はどういうふうにしてしているのか。いかがでしょうか。

契約検査課長(藤内宣幸君) お答えいたします。

別府市のこの取り組み状況につきましては、入札制度の改革の中で検討いたしております。

す。この入札制度の改革は、現在段階的に取り組んでいるところでございまして、まずは電子入札制度の導入、次の段階は一般競争入札制度の導入でございました。この二つは、すでに導入をいたしております。残る次の制度改革は、この総合評価落札方式の導入ということになっております。この取り組みにつきましては、九州地方整備局、九州各県、2政令市の構成によります公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会が設立され、その下部組織であります大分県部会の中で総合評価落札方式の施行導入の促進を県下各市町村が一斉に図っているところでございまして、すでに県内の多くの市町村、自治体が施行導入を行っているのが現状でございます。別府市といたしましても、現在この制度の導入に向けまして、要領等の環境整備を行っているところでございます。このように、下請業者や建設労働者へのしわ寄せが懸念されるダンピング受注をさせない仕組みづくりを行うことが重要な課題であろうというふうに考えております。

副議長（萩野忠好君） 休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時14分 再開

議長（山本一成君） 再開いたします。

14番（平野文活君） 先ほど入札のあり方などの改善をやるという答弁がございましたが、その改革の際にはぜひ契約についても、特に下請けに対する何と申しますか、経営が本当に行き詰まるような下請けの仕方とか、あるいは賃金のピンはねと申しますか、そんなふうなことが起こらないように、公共事業を通じてワーキングプアをつくり出すようなことをしないように、ぜひそういう具体的な歯どめができるような体制をつくっていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

これもつい最近、浜田温泉を利用している方から、「掃除ができておらん。一度来ておくれ」というような苦情をいただきました。行ってみたら、確かに入った途端わかりましたが、洗い場がぬるぬるしてまして、ちょっと気をつけて歩かんと危険な感じでありました。何人かのお年寄りが入っていましたので、「常連さんですか」と言って、「ちょっとこういう状態では悪いですね」という話をしておいたら、「それはもう民営化されてからそうなったのだ」というようなことを、私が「民営化」なんという言葉を出す前にそちらの方からそういうお話がありました。あるいは鉄輪のむし湯では、「従業員が有給休暇が取れん」というような苦情をいただきまして、「今、法律でパートでも年10日の有給が保障されなければいかなのではないかと。そういう法律も守れんようなことでどうするのか」というような苦情もされました。これは温泉課の担当になるのですかね。そういう事態が民営化によって生まれておるということを——指定管理ですかね——によってそういう事態が生まれておるということであれば、ゆゆしき問題だな。そういうのをチェックできないのか。また、今言われたこの二つの事例というのは本当なのか。そういう点もちょっと答弁していただきたいと思います。

温泉課長（浜口善友君） お答えをいたします。

浜田温泉につきましては、御指摘をいただきました。通常、営業が終了いたしますと、湯舟の湯を抜いて毎日掃除をするというふうなことでございます。鉄輪のむし湯については、そういったことが事実あったというふうにお伺いしております。

14番（平野文活君） こういった苦情というのは、これは市の施設ですから、運営はいかに民間に任せたとはいえ、最終的責任はやっぱり市が持たなければならん、そういうものですね。だから市民からすれば、市の施設だから市に苦情を言ってくるという関係ですよね。

どうしてそういうことが起こるのかということですが、やっぱり競争でできるだけ安い価格で自分のところの会社を取りたい、こうなりますから、いかに節約するといったって、

どこを節約するかといったら、人件費を節約するということに結局なるだろうと思いますね。それが必要な人員を配置しないと、あるいは余りに低賃金なために、どうなのですかね、仕事がおざなりになるとか、そういった関係もあるのではないかなというふうに思います。

私は、こうした市の施設の運営については、市が最終的には責任をとるために、民間に委託する場合でも質の高い公共サービスを提供する、そのためにこの受注者との、業者との間の契約というか、この契約の中できちんと、そういうことが起こらないような事項を条例化すべきではないか、制度化すべきではないか、こう思います。今、いわゆる公契約条例というものを制定する市もふえてきておりまして、例えば必要な人員の確保とか、あるいは労働者への適正な賃金とか、週40時間を原則として労働基準法、その他の法律を遵守するという問題とか、あるいはそういったことに違反した場合の措置とか、そういうのをきちんと盛り込んだ契約にしなければならないのではないかな。ただ安ければ安いほどいいということだけでは、質の高い公共サービスが守れないのではないかな、こう思っております。

特に労働者への賃金の問題ですけれども、先ほど午前中の議論の中で、給食の話の中で150万円とか170万円とか、いわゆる非正規の方のそういう数字も出されておりましたが、私は、そんな低賃金で本当にいいのだろうかと思えますね。最低時給1,000円以上というふうにしたときでも、ようやく年間収入が200万ぐらいになるかなというふうには思うのですけれども、その200万円というのがワーキングプアの一つの線、そこで線が引かれていますよね。ですから、いわゆる行革で民営化するという場合でも、そこら辺の市の事業でワーキングプアを生まない、そういう歯どめといいますか、そういうものが要るのではないかな。今回のちょっと苦情を通じてそういうことを痛感した次第ではありますが、いかがでしょうか。

温泉課長（浜口善友君） お答えをいたします。

御指摘の部分につきましては、現在の指定管理者に指導方をするのは当然でございますが、現在も管理をしていただいておりますその指定管理者と協定を結んでおりますが、その中で労働関係法令を遵守してくださいというふうな旨の規定がございますので、新たにまた協定を結び直すというふうな時点におきましては、さらに、よりその規定の中身を具体化して既定をするというふうなことをしたいというふうに考えております。

14番（平野文活君） いきなりそういう制度をここでやりますという答弁にはならないかと思えますが、最小限受けた業者がきちんと運営しているかどうか、そこら辺の何とのか、モニターというのですか、チェックというのですか、その辺の体制だけはきちんとしておかなければならぬというふうに思いますが、それはいかがですか。

温泉課長（浜口善友君） お答えをいたします。

今御指摘をいただきました協定も、しかりでございます。さらに我々の仕事といたしまして、モニタリングはさらに強化してまいりたいというふうに考えております。

14番（平野文活君） では、次に移ります。教育行政についてであります。最初、耐震化の問題については3番議員に対する答弁で、特に危険な校舎10棟の耐震補強については平成22年までに実施する、またその他耐震性がないというふうに診断された残りの27棟については、27年度までに工事を完了しますという答弁がございました。ですから、この点についてはもうこれで結構でございます。

次に、学校図書館の問題について質問をいたします。

図書館の司書配置をしたわけですね。その司書配置による成果について、どうなのか。また、その成果を踏まえて今後すべての学校に専任で配置をするということにより、さらに大きな成果が期待できるのではないかな、私はこう考えておりますけれども、そこら辺の評

価と方向性について、まず答弁をいただきたいと思います。

教育総務課参事（御手洗茂君） お答えいたします。

学校図書司書の配置は、平成19年度に7名、そして平成20年度1名増員いたしまして8名配置したところです。そして、1人3校を担当しております。

成果といたしましては、図書館の掲示やレイアウトの工夫、書架の分類整理等により学校図書館がより機能的になり、子どもたちにとってより利用しやすい図書館環境となっており、図書館利用者がふえ、貸し出し数が増加いたしました。

さらに、今後のことですが、この学校図書館の司書配置事業というのは、平成19年度から21年度までの3カ年計画で実施しております。その検証結果を十分踏まえまして、今後の対策を図ってまいりたいと考えております。

14番（平野文活君） 19年度と20年度の貸し出し数の一覧表をいただきました。それを見ますと、比較できる同じ月で5月から9月というので比較をしてみましたけれども、19年度は小・中合わせて4万5,353冊の貸し出しになっておりますが、20年度は同じ月で5万7,366冊というふうに、1万2,000冊以上貸し出し数が増えていますね。28%の増です。19年度からこの配置をしたわけですから、18年度と比べてみたらどうかと思いますが、その18年度の資料はありませんので、しかし、かなりやっぱりふえているのではないかなというふうに推察できます。

しかしながら、この中身を見ても、平成20年のことしの資料ですけれども、小学校では5万3,177冊貸し出してありますが、中学校では同じ月で4,189冊。小学校の1割以下という、中学生になると途端に本を読まなくなるという大きなこれは問題だと、改めてこの資料を見て思いました。したがって、学力の基礎でもある、また人格をつくる大きな影響を本は持っていると思いますが、中学校に対する指導の強化というようなことも含めて、ぜひ全学校への配置という方向を今後打ち出していきたいと要望いたします。

続いて、エアコンの設置も始まっておりますが、いつまでに完了するのか、また、夏休みなどの開放というのは検討されておられるのか、御答弁いただきたいと思います。

教育総務課参事（末吉正明君） お答えいたします。

学校図書館の空調整備の計画は、平成20年度から22年度までの3カ年計画で進めております。本年度整備いたしました学校につきましては、夏期休業中の開放に向け司書の配置や利用指導、管理方法等の諸準備を進めているところでございます。

14番（平野文活君） あわせて蔵書の確保、電算化計画というのはどうなっておりますか。

教育総務課長（荒金 傳君） お答えいたします。

蔵書計画につきましては、学校図書館の蔵書につきましては、文部科学省の学校図書館整備事業5カ年計画を踏まえまして、国が示している基準を下回ることはないように図書購入費の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、学校図書館の蔵書の管理につきましては、児童・生徒が学校図書館を利用する回数がふえ、読解力の向上に結びつける意味から、蔵書の電算化を進めているところであります。本年度は全中学校の電算化を進めており、完了する予定となっております。

14番（平野文活君） その電算化が進めば、自分の学校にない図書がほかの学校にある、そういうことも全市的な規模で本の貸し借りの体制が整うというふうに思いますので、ぜひそういった方向で進めていただきたいと思います。

先ほど言われましたように、学力問題というのが、今やっぱり大きな問題になっておりますが、その基礎になるのはやっぱり読解力だというふうに、これはもう国際的にもそういうふうに使われておりますね。ですから、本を読まなくなるという問題は、やっぱり大

きな問題として教育の大きな課題として位置づけていただきたい。引き続き環境整備に力を尽くしていただきたいというふうに申し述べたいと思います。

次に、教員の病休の問題についてお伺いをいたします。

これは11月5日の合同新聞を見て、私はびっくりしたわけでございます。こう書いてありますね。07年度は、全県で123人の方が病気休暇をした。そのうちの87人が、いわゆる心の病だ。08年度の時点では9月末までの時点で87人の病休中66人、約8割が心の病だという報道がありました。この記事の中では、うつ病や強い不安感に襲われるパニック障害といった心の病気で休職する教職員が県内でふえている、こういう記事になっておりました。

別府市ではどうなのでしょう。また、その要因、その対策、どういうふうに考えておられるのでしょうか。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

平成20年度12月現在、本日現在ですけれども、別府市において病気休暇や休職に入っている教員は9名で、そのうち、今、議員さんが言われました精神性疾患によるものは7名となっております。

なお、この要因としましては、1人1人その背景は異なると思いますが、別府市でその対象者のことで把握できる範囲では、児童・生徒の指導への行き詰まり、そして悩みをひとりで抱え込むという状況、また想定される要因としましては、仕事の量と質、そして職場の人間関係などが複合的に重なって心のバランスを失って、病気休暇やそして休職に入っていると認識しております。

なお、その対策としましては、まず心の健康づくりを推進する環境づくり、そして心の健康の保持推進と適応力づくりをすることが本当に大切だと思っております。そして、その学校の中ではやっぱり互いに先生方が、そういう先生たちの心の不調への気づき、いわゆる早期発見と早期対応に取り組むことが基本となっております。

別府市の学校におきましては、その中心には校長、教頭が教職員の健康状態を常に把握して、そして適切な指導・助言を行い、1人1人が本当に生き生きと働けるような環境づくりの整備に取り組み、明るい活力に満ちた職場づくりに努力しているところでございます。

また、この病に関するような取り組みにつきましては、別府市の学校管理規則の中で、別府市立小・中学校職員安全衛生管理要綱というのが位置づけられておまして、校長が衛生責任者、教頭が衛生推進者として職員の健康の保持推進のために業務を行うとともに、各学校のいわゆる労働安全衛生状況を教育委員会に毎年2月に報告をするようになっております。その報告によりまして教育委員会としましては、学校のいわゆる環境づくり、職場づくりについて不備等がありましたら、改善を指導しているところであります。そして、さらに来年度につきましては、こういう状況でありますから、別府市としましては、労働安全衛生法に基づいて長時間の時間外労働を行った教員に対して医師による面接指導等による健康管理対策を実施する予定でございます。

14番（平野文活君） 最後の健康管理、医師の新しい対策だろうというふうに思いますが、それ以前に答弁されたことというのは、これまでもそれなりにお互いが努力してきたのだと思うのですね、そういう先ほど言われたような内容で。ところが、県内でも8割、別府市内でも8割、心の病の方が病休者の8割を占める。これはたぶん全国的にも同じような傾向なのかなと思いますけれども、ただ単に個人の性格とか指導力の問題とか、そういったことに原因を求めるわけにいかない。やっぱり大きな問題をはらんでいる。これは予備軍もたくさんおるのではないかとというふうにさえ、心配されますね。ですから、先ほど3番議員さんもちょうと問題にされましたが、私は、この心の病の問題は、学校の

先生というのはやっぱりそれなりに、それなりにといたしますか、使命感を持って仕事をしているわけで……、「それなり」は訂正をいたします。（笑声）一番の使命感は、子どもに対する指導という問題ですね、子どもに対する指導。先ほど人間関係とかその他いろいろ言われたのですけれども、やっぱり中心は子どもに対する指導。そこで行き詰まりを感じずような事態が生まれたときには、本当にやっぱり落ち込むのだろう、解決ができない、自分の力ではどうにもならないというようなことに感じるときにはやっぱり落ち込むだろうと思うのです。だからそれをフォローする体制といたしますか、支援というか、というのがやっぱりどうしても必要ではないか。特別にそういう手のかかるといえるか、なかなか難しい子どもさんのいる学校に対しては、小学校でいえばスクールサポーターとか言われるような専門の方、子どもの心理もよくわかる、そういう専門知識を持った方が配置をされているというふうに聞きました。それは非常に有効だということも聞いておりますが、ぜひそういった手だても今後強めていただきますようお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

議員さんおっしゃったとおり、やはり学校は、子どもが活気に満ちた、いわゆる学習や運動をしていく上で大変大切な職場です。そのためには、そこに勤める教職員の健康が第一でございます。おっしゃったように、十分教育委員会も配慮しながらこれから取り組んでいく所存でございます。

14番（平野文活君） お願いいたしたいと思えます。

続いて、環境行政について聞きます。

これも合同新聞に、県は、スーパーと協力してレジ袋の有料化というのも方向性として打ち出しておりました。この目的は何でしょうか、何だと考えておりますか。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

CO₂を削減するのが、第1の目的だと考えております。

14番（平野文活君） そのとおりでございます、そのためにはプラスチック類を減量しなければならんということから、こういったレジ袋の有料化というようなことが打ち出されております。いわば市民に協力を求めるということで市民の負担を求めるといふようなことにもなるわけでありますが、しかし、そのためにもその前に、行政が率先して市の施設から出しているCO₂の削減というのはしなければいかん。そのための計画をつくっていると思えますが、別府市から出すごみの中に含まれるプラスチックの含有率をどのように想定して、このCO₂の削減をしようと考えておりますか。

環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

別府市独自で別府のごみの中にどのくらい含有量があるかというのは計れませんので、広域圏と連携しながらやっていきたいと考えております。

14番（平野文活君） その広域圏の計画では、平成19年度のプラスチックの含有率を25.875%としていますね。そして平成26年度時点の含有率は幾らかというと、同じなのです。25.875%というふうに計画しているわけですね。つまりごみの焼却から出るCO₂は減らさない、こういう計画を広域圏は私に資料を示しております。これは広域圏の議会でも質問をしたことでありますがね。ところが、一方県は、先ほど言ったようにレジ袋を有料化して、県民に負担までさせてプラスチックを減らそうとしておる。別府市は別府市で2月ぐらいまでには、二十何年度までですか、市としてのCO₂の削減計画を今策定中でしょうか。2月ごろには発表するのでしょうか。ですから、広域圏のこの計画はこれでいいのか。別府市、杵築市、日出町で私は協議をして思い切ったプラスチック類の削減というものに取りかかるべきではないか、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

環境課参事(中山 啓君) お答えします。

この件につきましては、今後も本市も構成メンバーであります別杵速見地域広域市町村圏事務組合、杵築市、日出町から成る2市1町の衛生担当者会議の場におきましても、この件につきましては、関係団体等の連携を図りながら進めていきたいと思っております。

14番(平野文活君) 私はこの問題、広域圏議会でも、またこの本市の議会でも繰り返し質問をして問題提起してまいりました。ところが、先ほど来言うように、CO₂を市の施設から排出量をこれだけ減らしますというような明確な方向性というのは、いまだに出ていません。2月末に発表される計画がどういうものになるのか注目をしておきたいと思いますが、温暖化対策というのは極めて大きな課題です。1人1人の県民・市民にいろんな協力、負担を求めなければなりません。そのためにはやっぱり率先して行政が、「私たちはこうします」ということがないと協力体制を得ることができないのではないかと、こう考えておりますので、ぜひこの計画に大胆な目標を盛り込んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

では、最後の国保の問題であります。

これも先ほど3番議員が質問したのですが、合同新聞を見て驚いたのですね。資格証明書の発行が非常に抑えられたというのは、これは評価をすべきことなのですが、滞納率というところを見てみると、別府市は全世帯数の23.4%の家庭が滞納しておるのですよ。県下トップですね、14市の中では。県平均でも13%でしょう。大分市は8.8%でしょう。トップなのです。これだけの滞納の原因というのは、やっぱり高過ぎることにあるのではないかと、また別府市の財政力といいますか——市民の——に比べると高過ぎることになると思います。

そこで、たびたびこの問題では提案をしてきたのですが、国に対しては言いたいことがたくさんあるのですね。だけれども、国のことですから国会で言わなければなりませんね。市議会で言える問題に限って質問したいと思うのですが、国がこの保険財政安定化支援事業というのをやっておるのですよ。この間の9月の議会でもしたのですけれども、この制度の趣旨は、国はこういうふうに説明していますよ、「保険料に転嫁すべきでない特別な事情がある場合にこの支援金を各行政区に配分します」と。どういうことがこの基準になるかといいますと、低所得者が多い、病院が多い、高齢者が多い、この三つの基準でこういうのが多ければ結局保険料を、医療費が上がる、しかし負担はままたまならない、こういう矛盾に直面しますので、約1,000億円のお金でこれに対する支援金を出すということなのです。これは交付税の中に入っていますから、一般財源化されておりますからね、

「これが国保のお金ですよ」とはなかなかならんだけれども、算定額というのを毎年県を通じて市に配っておりますね。前から言ってきましたように、大分市はこれは100%入れています、別府市はこれは8割しか入れておらん。「あと2割入れなさい」と、こう言ってきたのだけれども、この財政の担当の方も答弁をされましたが、「いや、国から8割しか来てないのですよ。だから入れようたって入れられません」と、こういうような答弁だったと思うのです。しかし、それはこの制度の趣旨を理解してないのですよ。つまり全額でいうと1,000億円ぐらいになりますと、この事業。これは、だからこの通知の一番最後に、「この支援事業は、8割を交付税で手当するので、この趣旨を踏まえた所要額を一般会計から繰り入れること」と、こう書いてありますが、いわゆる全額入れて当然なのです。しかし、全額を国は見ません、8割は見ます、あとの2割は市の一般会計から出してくださいという、いうなら補助率と同じようなものですわな。ですから、この趣旨に基づいて算定額を全額繰り入れる市がふえてきております。18年度までは大分市だけでした。19年度になると佐伯、豊後高田、そして町であります日出町が繰り入れを始めました。20年度はさらにふえるのではないかと、こう思います、どうでしょう

かね。20年度の補正で20年度からこの全額繰り入れする、どんなに悪くても21年度の予算ではこの通知に基づいて100%繰り入れる。こうすればもう累積赤字の分を全部後期高齢者が抜けた後、残った2万2,000世帯にかぶせたというのが、大幅値上げの大きな理由だったですけれども、できるだけ保険者に負担をかけないような措置がとれるのではないかと、こう思います。

時間がありませんので、答弁を一緒にしていただきたいと思いますが、予防医療についてお願いしたいと思いますが、現在の制度では、医療費がふえれば保険料が上がる、これはもう仕方のない今の仕組みであります。したがって、私たちとしても医療費をいかに抑えるかということが大きな課題だと思います。そのためには予防に力を入れなければなりません。今、中学校ごとに介護支援センターとか包括支援センターとかいろいろあります。しかし、現状を聞いてみると、これは野田さんが後で詳しくやりますけれども、保健師さんの数が足りなくて、子どもに対する訪問指導はできておるけれども、お年寄りに対する訪問指導はできていませんというふうなことを言っておりましたね。ですから、民間と官民一体となって、あるいは地域でのボランティアリーダーを組織して健康教室をやるとか、とにかく官民一体となってこの予防活動というのをやる。別府市がONSENツーリズムを市長が標榜しているわけですけれども、別府市は県下の健康都市だというふうな、温泉があるから今、退職してから別府に帰ってくる、あるいは別府に縁もなかった人だけでも、別府に住もうというような人も結構ありますよ。ですから、実際なかなか経済、あれで人口も減っている現状ですけれども、そういう方々も結構今ありますからね、ですから、別府というのは福祉のまちだ、健康のまちだ、こういうところに力を入れているまちだということも全国にアピールできるのではないかと、こう思うのですけれども、この繰り入れの問題、それから予防の問題、ぜひちょっと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

算定額と算入額は、国保財政安定化支援金事業に係る繰入金の件ですが、これにつきましては、議員さんとお見解が分かれるところですが、市といたしましては、交付税で来ている部分を100%入れていただいておりますので、この辺のところは御了解いただきたいと思っております。

それから、来年度以降のその繰入額を幾らにするかということにつきましては、今、保険年金課の方で国保財政の赤字解消計画等の計画を推進中でございます、このあたりの進捗状況を見ながら今後考えていきたいと思っております。

それから……（発言する者あり）

議長（山本一成君） 市長、時間がないので、端的にお願いします。

市長（浜田 博君） もう時間がなくなりましたが、14番議員さんのONSENツーリズムの推進につなげる発想といいますか、正直言って大変斬新な発想で貴重な提言と受けとめます。たしかに別府市のONSENツーリズム、この推進の中で総合産業的な観光振興というねらい、思いを込めております。そういう意味で、今後別府市が市民の健康づくり運動に重点的に取り組んでいけば医療費の抑制につながるという私も信念を持っています。そういう意味で健康面に関心の高い人に対する観光面でのPRになればな、このように思うわけでございますので、幸い現在、地域保健センターのいわゆる計画中でございます。市民の健康づくりの拠点として、御提言の趣旨を十分に踏まえながらこれを生かしてまいりたい、このように考えております。ありがとうございました。

議長（山本一成君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午後3時53分 散会